

第Ⅱ部 テーマ別考察

第1章 外国人市民と日本語能力

1 はじめに

言語はひとつの文化であり、また、「自分は何者なのか」というアイデンティティ（＝自己認識や自己理解）の構成においてしばしば重要な核をなすものである。それゆえ、母語を維持したり、自分の子どもに継承しようとしたりすることは、外国人市民にとって自らの存在の意味に関わる重要なことだといえる。このことは、何も外国人市民だけに当てはまることではない。たとえば、現代の日本においても地域によっては方言が存在しており、それはそうした地域の人たちが方言を自分(たち)の固有性や独自性をあらわすものとして大切にし、愛着を感じているからにはほかならないであろう。したがって、外国人市民に対して母語の使用を禁止したり、日本語の使用を強制したりすることは、それがかれらのアイデンティティの否定を意味するということをまずは適切に認識する必要がある。母語の尊重が重要なのは、それが存在の肯定を含意するものだからである。とはいえ、もちろん尊重するということは、必ずしもありのままを無条件に受け入れるということを意味するわけではない。尊重ということが意味するのは、少なくとも頭ごなしには否定しないということである。

一方、言語にはコミュニケーションのツールという側面もある。つまり、言語を文化やアイデンティティとは切り離して、意思疎通のための単なるツール（＝道具）としてとらえることもできる。たしかに、近年では様々な分野で多言語化の取組が進んできているが、日本における主流言語は日本語であるという事実は今後も変わらないであろう。したがって、日本語を習得することは日本社会の中で円滑にコミュニケーションがとれるようになることを意味する。また、日本語を習得することでより多くの情報に直接アクセスできるようになれば、それは外国人市民が自分のことを自分で考え、決められるようになること、つまり、自己決定という意味においても望ましいことだといえる。

ただし、だからといって母語を放棄させたり、日本語を強制したりすることが正当化されるわけではない。また、外国人市民に対して、日本語の習得を支援すれば、多言語化の推進は不要であるということになるわけでもない。中長期的には日本語を習得することが望ましいとしても、それが短期間に実現できるわけではないし、また、一定の日本語能力を身につけたとしても、情報や制度をより正確に理解するためにはやはり母語で理解することが一番であり、通訳や多言語化に対しては日本語能力にかかわらず一定の高いニーズがある（詳しくは第Ⅱ部第7章を参照）。したがって、母語の尊重と日本語習得の促進、日本語習得の促進と多言語化の推進は、いずれもトレードオフの関係にはなく、両立させることが可能かつ重要であると理解すべきだろう。

以上を踏まえつつ、本章では調査結果から外国人市民の日本語能力の実態について考察する。一口に「日本語能力」や「日本語の習得」といっても、実際にはいくつかの側面がある。本章では、それを「聞く・話す」「読む・わかる」「書く」といった側面にわけ、さらに滞在年数と在留資格という観点から、それぞれの傾向や特徴について見ていきたい。ただし、本章では、一般的な傾向や特徴を明らかにするとともに、その内部の多様性を浮かび上がらせることにも意識を向ける。

2 滞在年数と日本語能力

一般に、滞在年数が長くなれば、そのぶん日本語の習得も進み、日本語能力は高くなっていくものと思われるだろう。しかし、そうした想定は間違いではないものの、やや単純化されすぎている。

図表 89 滞在年数と「聞く・話す」（上段：実数、下段：％）

	1年以下	1～3年	4～6年	7～9年	10～14年	15～19年	20～24年	25年以上	生まれてからずっと
問題なく聞いたり話したりできる	7	46	66	57	96	54	40	82	102
	8.5	24.3	41.3	55.3	61.5	59.3	63.5	77.4	99.0
日常会話ならできる	32	90	63	38	52	30	18	20	0
	39.0	47.6	39.4	36.9	33.3	33.0	28.6	18.9	0.0
単語だけはわかる	32	35	22	6	6	5	4	2	0
	39.0	18.5	13.8	5.8	3.8	5.5	6.3	1.9	0.0
ほとんどできない	11	17	8	2	2	1	1	0	0
	13.4	9.0	5.0	1.9	1.3	1.1	1.6	0.0	0.0
無回答	0	1	1	0	0	1	0	2	1
	0.0	0.5	0.6	0.0	0.0	1.1	0.0	1.9	1.0
合計	82	189	160	103	156	91	63	106	103
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

まずは、「聞く・話す」と滞在年数の関係について見てみよう。たしかに、全体として見れば滞在年数が長くなるほど日本語能力も高くなるが、日本語能力が大きく向上するのはおおむね6年以内だといえる。「問題なく聞いたり話したりできる」と「日常会話ならできる」の合計は、1年以下では47.5%だが、1～3年では71.9%、4～6年で80.7%となっており、7年以上になると9割を超えるものの、その内訳は7年～24年ではほぼ変わらない。同様に、「単語だけはわかる」や「ほとんどできない」も6年までは減少傾向にあるが、その後は大きな変化はみられなくなる。このことは、多くの人たちにとって、日常会話レベルまでの日本語の習得がひとつの目安になっていることをあらわしているといえるだろう。

その他の特徴としては、滞在年数の短い人でも思いのほか日本語でのコミュニケーションが可能だということがわかる。1年以下では、「問題なく聞いたり話したりできる」は8.5%と低いものの、「日常会話ならできる」は39.0%と約4割、「単語ならわかる」も39.0%おり、「ほとんどできない」は13.4%しかいない。その「ほとんどできない」も1～3年では9.0%と1割を切る。その一方で、滞在年数が長くなっても「ほとんどできない」という人が10～14年で2人、15～19年で1人、20～24年でも1人とわずかではあるがいても見逃せない。選択肢には「単語だけはわかる」もあるため、この「ほとんどできない」は単語レベルも含めてわからない／できないという人たちだといえる。

図表 90 滞在年数と「読む・わかる」（上段：実数、下段：％）

	1 年以下	1～3 年	4～6 年	7～9 年	10～14 年	15～19 年	20～24 年	25 年以上	生まれてからずっと
問題なく読める	15	63	77	64	91	54	37	59	100
	18.5	33.9	47.5	62.1	59.5	59.3	56.9	56.7	97.1
ひらがな、カタカナと簡単な漢字ならわかる	36	91	54	30	48	26	21	32	2
	44.4	48.9	33.3	29.1	31.4	28.6	32.3	30.8	1.9
ひらがな、カタカナならわかる	12	14	12	4	9	1	3	10	0
	14.8%	7.5	7.4	3.9	5.9	1.1	4.6	9.6	0.0
漢字ならわかる	2	4	7	2	1	1	0	0	0
	2.5	2.2	4.3	1.9	0.7	1.1	0.0	0.0	0.0
ほとんど読めない	15	14	11	3	4	7	3	1	0
	18.5	7.5	6.8	2.9	2.6	7.7	4.6	1.0	0.0
無回答	1	0	1	0	0	2	1	2	1
	1.2	0.0	0.6	0.0	0.0	2.2	1.5	1.9	1.0
合計	81	186	162	103	153	91	65	104	103
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

次に、「読む・わかる」と滞在年数の関係はどうだろうか。「問題なく読める」と「ひらがな、カタカナと簡単な漢字なら読める」の合計は、1 年以下では 62.9%、1 年～3 年で 82.8%、4 年～6 年で 80.8% となっており、7 年以上では 9 割を超えるようになる。1 年以下でも 62.9% ということは、半数以上はひらがなとカタカナに加えてある程度の漢字にも対応可能ということになる。さらに、「ひらがな、カタカナならわかる」を加えると 77.7% と約 8 割になる。したがって、滞在年数が 1 年以下の人たちにとっても、やさしい日本語やるび振りがそれなりに有効であることがわかる。

一方で、「ひらがな、カタカナならわかる」は 1 年以上では 10% を切るものの、その後も一定数がおり、これは滞在年数が長くなっても漢字を読めない人たちがいることをあらわしている。同様に、「ほとんど読めない」という人に関しても、わずかではあるが 10 年～14 年で 4 人、15 年～19 年で 7 人、20 年～24 年で 3 人となっており、25 年以上でも 1 人いる。

続いて、「書く」と滞在年数の関係について見てみよう。一般に、「聞く・話す」「読む・わかる」に対し、「書く」は最も習得が難しい能力だとされている。今回の調査結果でも、「問題なく書ける」と「簡単な漢字、ひらがな、カタカナが書ける」の合計は、1 年以下で 48.8%、1 年～3 年で 65.6%、4 年～6 年で 66.9%、7 年上で 7 割を超えるが、8 割に達するのは 25 年以上であり、「聞く・話す」や「読む・わかる」と比べてやや低い傾向がみられる。

また、「読む・わかる」と同様に「ひらがな、カタカナが書ける」が滞在年数にかかわらず一定数いることを踏まえると、やはり漢字の習得が 1 つの大きな壁になっていることがわかる。「読む・わかる」にせよ「書く」にせよ、非漢字圏の人にとって漢字の習得は、滞在年数の長さでは必ずしもカバーしきれない部分があるのだといえよう。くわえて、やはり滞在年数が長くなっても「ほとんど書けない」という人もわずかだがいる。

図表 91 滞在年数と「書く」（上段：実数、下段：％）

	1年以下	1～3年	4～6年	7～9年	10～14年	15～19年	20～24年	25年以上	生まれてからずっと
問題なく書ける	13	46	65	53	73	44	30	46	97
	16.3	25.6	42.2	54.1	50.7	50.0	45.5	45.5	94.2
簡単な漢字、ひらがな、カタカナが書ける	26	72	38	23	41	19	20	36	5
	32.5	40.0	24.7	23.5	28.5	21.6	30.3	35.6	4.9
漢字のみ書ける	2	2	2	0	0	3	0	0	0
	2.5	1.1	1.3	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0
ひらがな、カタカナが書ける	11	15	15	5	8	4	3	9	0
	13.8	8.3%	9.7	5.1	5.6	4.5	4.5	8.9	0.0
パソコンやスマートフォンなどの機械を使えば書ける	8	27	21	14	16	8	5	6	0
	10.0	15.0	13.6	14.3	11.1	9.1	7.6	5.9	0.0
ほとんど書けない	20	18	12	3	5	8	7	2	0
	25.0	10.0	7.8	3.1	3.5	9.1	10.6	2.0	0.0
無回答	0	0	1	0	1	2	1	2	1
	0.0	0.0	0.6	0.0	0.7	2.3	1.5	2.0	1.0
合計	80	180	154	98	144	88	66	101	103
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3 在留資格と日本語能力

在留資格の取得において、日本語能力は必ずしも要件となっているわけではなく、両者は明確に結びついているわけではない。

図表 92 在留資格と「聞く・話す」（上段：実数、下段：％）

	特別永住者	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	技術・人文知識・国際業務	留学	家族滞在	技能実習
問題なく聞いたり話したりできる	110	195	35	4	10	129	29	7	0
	93.2	64.6	38.0	21.1	50.0	52.2	33.3	13.5	0.0
日常会話ならできる	3	94	35	10	5	76	46	22	12
	2.5	31.1	38.0	52.6	25.0	30.8	52.9	42.3	57.1
単語だけはわかる	2	10	19	4	1	28	12	10	8
	1.7	3.3	20.7	21.1	5.0	11.3	13.8	19.2	38.1
ほとんどできない	2	2	2	1	4	14	0	11	1
	1.7	0.7	2.2	5.3	20.0	5.7	0.0	21.2	4.8
無回答	1	1	1	0	0	0	0	2	0
	0.8	0.3	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0
合計	118	302	92	19	20	247	87	52	21
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

なお、ここでは主な在留資格についてのみ取りあげることとする。今回の調査では、研究、教育、企業内転勤、特定活動といった人たちもいたが、サンプルが小さいことと在留資格による日本語能力の差も大きかったため、それらを「その他」としてまとめることはしなかった。

では、まずは「聞く・話す」と在留資格の関係について見てみよう。一般に、技能実習に対してはあまり日本語応力が高くないイメージがあるかもしれない。たしかに、「問題なく聞いたり話したりできる」は0人だったものの、「日常会話ならできる」は57.1%、「単語だけはわかる」も38.1%おり、逆に「ほとんどできない」は4.8%しかいない。

むしろ、注目したいのは、永住者や日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者といった定住傾向のある在留資格と家族滞在の人たちである。意外に思われるかもしれないが、日本では永住者の在留資格の取得に際して、日本語能力は必須の要件とはされていない。そのため、永住者の日本語能力は基本的には高いものの、一方で「単語だけはわかる」が3.3%、「ほとんどできない」も0.7%おり、永住者だからといって日本語のコミュニケーションに困らないというわけではないことがわかる。そのほかの在留資格では、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、家族滞在で「単語だけはわかる」が2割程度を占めている。また、定住者と家族滞在では、「ほとんどできない」も約2割いる。

図表 93 在留資格と「読む・わかる」（上段：実数、下段：％）

	特別 永住者	永住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	定住者	技術 ・人文知識 ・国際業務	留学	家族 滞在	技能 実習
問題なく読める	106	174	34	6	5	143	45	9	0
	90.6	57.4	37.4	31.6	26.3	58.1	51.1	17.3	0.0
ひらがな、カタカナと簡単な漢字ならわかる	6	97	39	7	10	76	39	26	12
	5.1	32.0	42.9	36.8	52.6	30.9	44.3	50.0	57.1
ひらがな、カタカナならわかる	2	18	7	1	1	9	2	8	8
	1.7	5.9	7.7	5.3	5.3	3.7	2.3	15.4	38.1
漢字ならわかる	0	2	1	1	1	3	2	2	0
	0.0	0.7	1.1	5.3	5.3	1.2	2.3	3.8	0.0
ほとんど読めない	2	9	9	4	2	15	0	6	0
	1.7	3.0	9.9	21.1	10.5	6.1	0.0	11.5	0.0
無回答	1	3	1	0	0	0	0	1	1
	0.9	1.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	4.8
合計	117	303	91	19	19	246	88	52	21
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

続いて、「読む・わかる」と在留資格の関係を見てみよう。興味深いことに、留学と技能実習という滞在年数の短い在留資格で、「ほとんど読めない」は0人という結果であった。これらは、日本語学校への留学であれば日本語を学ぶことが目的であり、さらに高等教育機関に進学する場合は一定程度の日本語能力が求められること、技能実習の場合にも来日前に一定の日本語の研修を受けていることによるものだと考えられる。

それに対し、ここでも注目したいのは、定住傾向のある在留資格と家族滞在の人たちである。「ほとんど読めない」は、永住者でも 3.0%おり、日本人の配偶者等、定住者、家族滞在では約 1 割、永住者の配偶者等では 21.1%とおよそ 5 人に 1 人の割合となっている。また、定住傾向のある在留資格ではないものの、技術・人文知識・国際業務は主として大卒以上の学歴を持つ人が対象で、一般的に日本語能力は高いと考えられているが、同時に「聞く・話す」や「読む・わかる」が「ほとんどできない」「ほとんど読めない」という人も、それぞれ 5.7%と 6.1%いる。

図表 94 在留資格と「書く」（上段：実数、下段：％）

	特別 永住者	永住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	定住者	技術 ・人文知識 ・国際業務	留学	家族 滞在	技能 実習
問題なく書ける	101	146	27	3	4	111	40	6	0
	86.3	49.3	31.8	16.7	20.0	46.3	47.1	14.0	0.0
簡単な漢字、ひらが な、カタカナが書ける	12	76	32	6	12	63	26	14	9
	10.3	25.7	37.6	33.3	60.0	26.3	30.6	32.6	47.4
漢字のみ書ける	0	3	1	0	2	1	0	1	0
	0.0	1.0	1.2	0.0	10.0	0.4	0.0	2.3	0.0
ひらがな、カタカナが 書ける	0	20	6	2	0	14	5	8	5
	0.0	6.8	7.1	11.1	0.0	5.8	5.9	18.6	26.3
パソコンやスマート フォンなどの機械を 使えば書ける	0	33	6	2	0	32	13	6	4
	0.0	11.1	7.1	11.1	0.0	13.3	15.3	14.0	21.1
ほとんど書けない	3	14	12	4	2	19	1	7	1
	2.6	4.7	14.1	22.2	10.0	7.9	1.2	16.3	5.3
無回答	1	4	1	1	0	0	0	1	0
	0.9	1.4	1.2	5.6	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0
合計	117	296	85	18	20	240	85	43	19
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

最後に、「書く」と在留資格の関係はどうなっているのだろうか。やはり「聞く・話す」「読む・わかる」と比べて、いずれの在留資格でも「書く」では苦勞していることがうかがえる。定住傾向のある在留資格と家族滞在でも、「ほとんど書けない」は永住者で 4.7%、定住者で 10.0%、日本人の配偶者等で 14.1%、家族滞在で 16.3%、永住者の配偶者等では 22.2%となっている。

4 おわりに

本章では、外国人市民の日本語能力の実態を、「聞く・話す」「読む・わかる」「書く」といった側面にわけ、さらに滞在年数と在留資格という観点から、それぞれの傾向や特徴についてみてきた。

まず、滞在年数との関係では、「聞く・話す」「読む・わかる」「書く」のいずれにおいても6年以内までは滞在年数の長さに応じて日本語能力が大きく向上し、そこでは日常生活レベルの日本語の習得がひとつの目安となっていることがわかった。また、滞在年数が1年以下であっても、漢字を含めてある程度の日本語を理解できる人は半数近くおり、やさしい日本語やるび振りの有効性があらためて確認できた。一方で、滞在年数が10年を超えても、わずかではある「ほとんどできない」「ほとんど読めない」「ほとんど書けない」という人たちがいることもわかった。

次に、在留資格との関係では、留学や技能実習といった滞在年数の浅いと思われる在留資格の人たちが、必ずしも日本語能力が低いわけではないことがわかった。その一方で、むしろ永住者や日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者といった定住傾向のある在留資格と家族滞在の人たちで、日常生活で困難を感じるであろう日本語能力の人たちが一定数いることが明らかになった。いずれもサンプルが小さいため統計的な正確さは欠くが、特に永住者の配偶者等、定住者、家族滞在の人たちでは、「ほとんどできない」「ほとんど読めない」「ほとんど書けない」が1割から場合によっては2割程度を占める結果となった。定住者に関しては、十分な日本語習得の機会を欠いたまま不安定な非正規雇用に従事し、滞在が長期化（＝事実上の定住化）しているケースも多くあることがしばしば指摘されている。また、永住者の配偶者等と家族滞在は、いずれも結婚や配偶者の仕事の関係で予期せず日本に来ることになったという人が多く、そのため日本語の習得に対する積極的な動機づけが難しいということもあるのだろう。そうした人たちは、滞在年数が長くなったとしても必ずしも日本語能力が上昇していくとは限らない。しかし、たとえば川崎市の識字・日本語学習活動は、単に日本語（＝言語）を教授する場としてではなく、ともに学びあう多文化共生の実践の場として機能しているという点にその特長と魅力がある。そうした魅力を知ってもらうことは、日本語習得のひとつの動機づけになるのではないだろうか。ただし、同時に、多言語化を進めていくことの必要性があらためて浮き彫りになったことも本章で得られた重要な知見のひとつであり、なおざりにしてはならないことも最後に強調しておきたい。

（高橋 誠一）

第2章 安心・安全と差別体験・不安認識

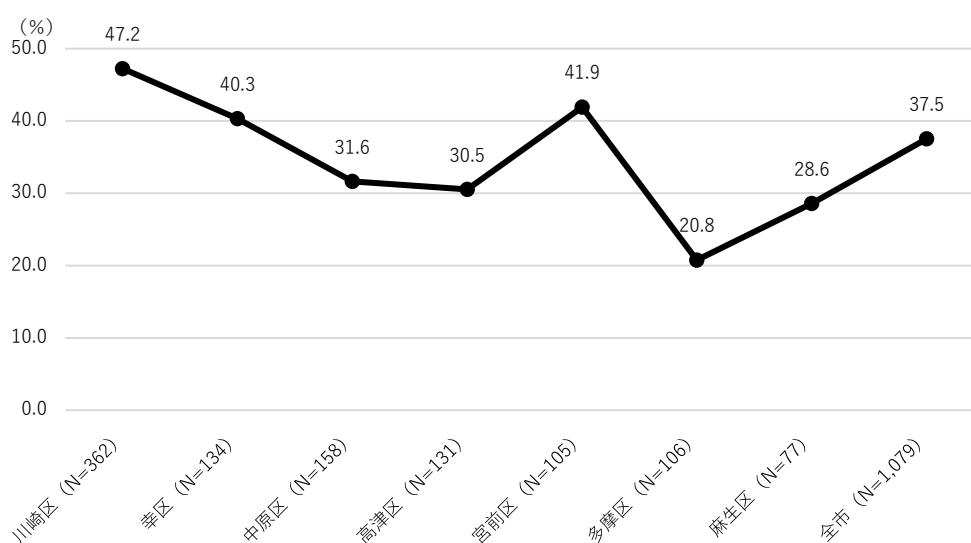
1 はじめに

川崎市は南北に長く、北部・中部・南部で住民構成や土地柄が異なるといわれる。とりわけ「住まい」に関する人々の経験や地域社会での安心・安全の意識は、住んでいる場所によって左右されると考えられる。全市として外国人人口が増加している川崎市であるが、かれらの住まいや地域での安心・安全に関する経験や意識に、地域・区ごとの違いはあるのだろうか。

2 外国人住民の持ち家率

持ち家（一戸建て・分譲マンション）を購入することは、外国人住民が地域社会に定住し参加していく上で大きな転機になる。今回の調査に回答した外国人市民のうち、一戸建て住宅またはマンションを購入している人の割合（以下、持ち家率）は37.6%であり、2014年の前回調査とほぼ同等の水準である。なお、川崎市の住宅地の1平方メートルあたりの平均価格は、最も高い中原区（379.9千円）と最も低い麻生区（173.6千円）で2倍以上の差がある。だが外国人市民の持ち家率と各区の平均地価とのあいだに相関は特にみられない。

図表 95 外国人市民の持ち家率（区別）



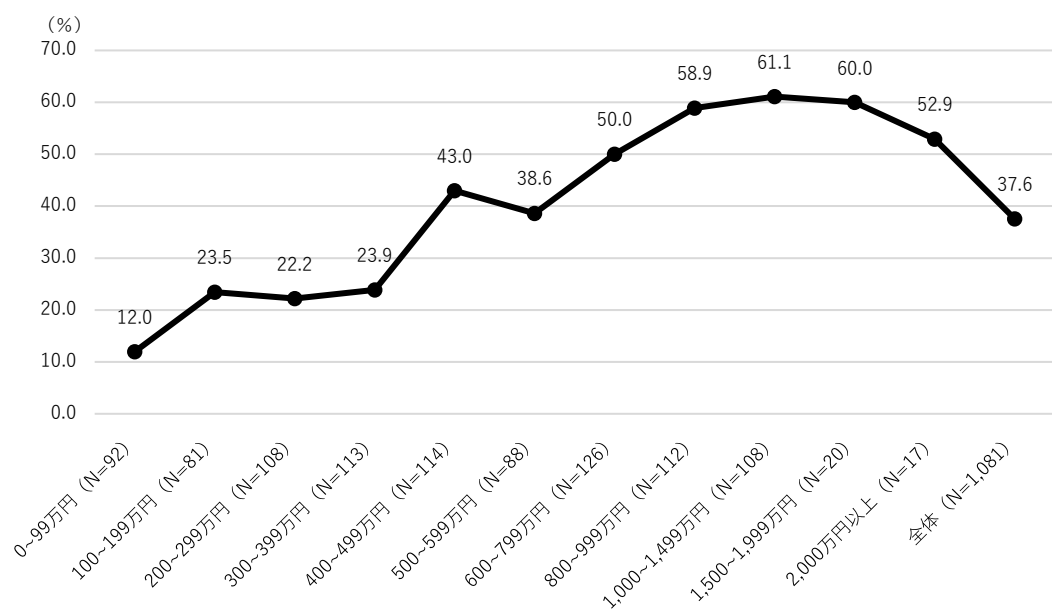
【参考 66 川崎市の平均地価（単位：千円／㎡）】

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
293.4	342.4	379.9	318.5	237.9	239.4	173.6	273.3

出典：川崎市財政局「川崎市の地価情報（令和元年地価調査）」

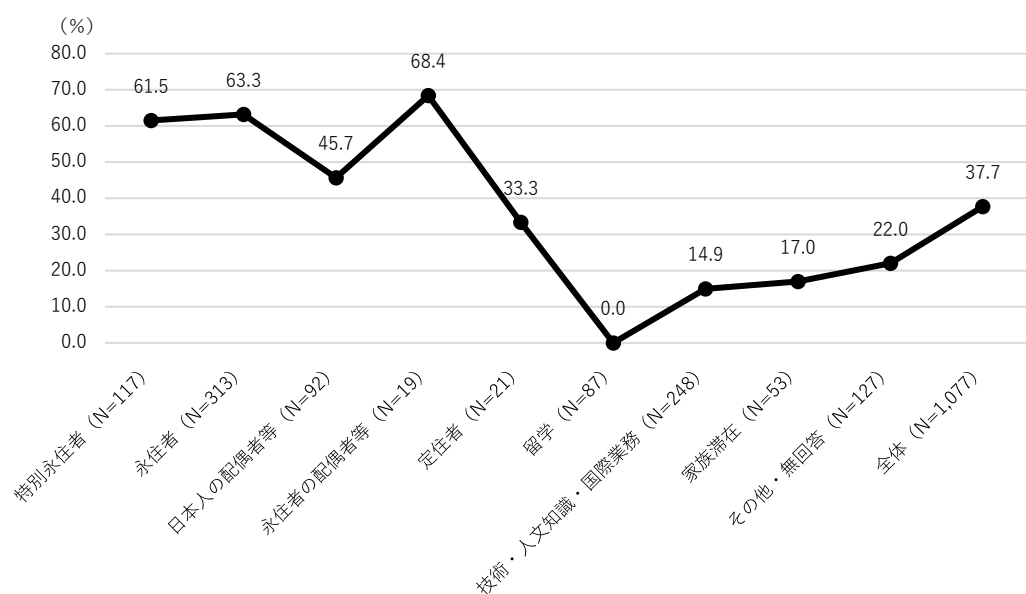
家を購入するかどうかは、回答者の収入の多寡と関係していると予想される。そこで世帯年収との関係を見ると、やはり収入が多い外国人市民の持ち家率が高い。

図表 96 外国人市民の持ち家率（世帯年収別）



しかし、外国人市民の場合、持ち家の購入は在留資格の種類とも深く関係している。在留資格別に見ると、永住者の配偶者等、永住者、特別永住者、日本人の配偶者等といった、比較的安定した在留資格を持つ回答者の持ち家率が比較的高い。

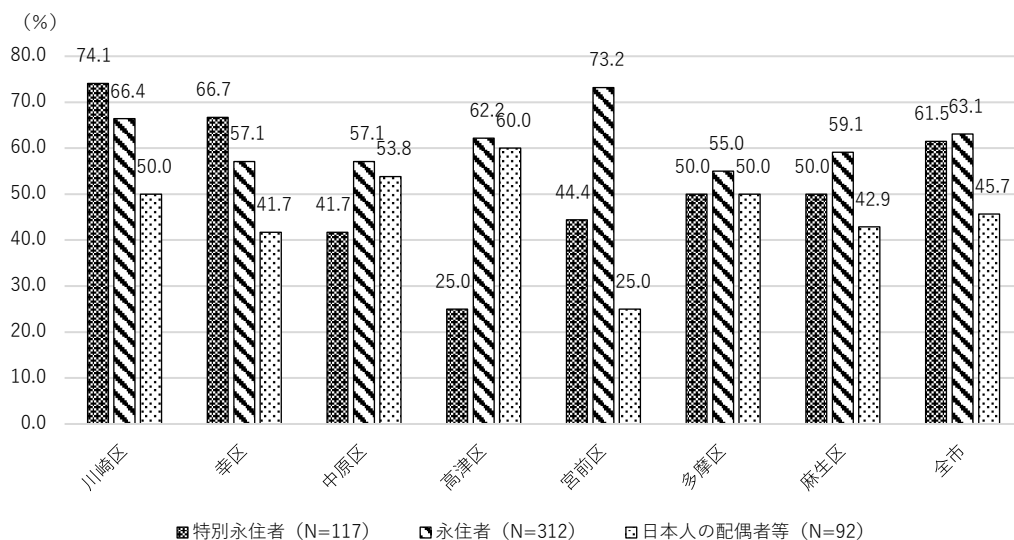
図表 97 外国人市民の持ち家率（在留資格別）



これらの安定的な在留資格を持つ回答者（特に永住者）は、どの区でもおしなべて持ち家率が高い。つまり安定的な在留資格を取得し、比較的収入が高い外国人市民にとって持ち家の購入が現実的な選択肢となり、その際、どこの区の物件が特に好まれるという傾向はなく、

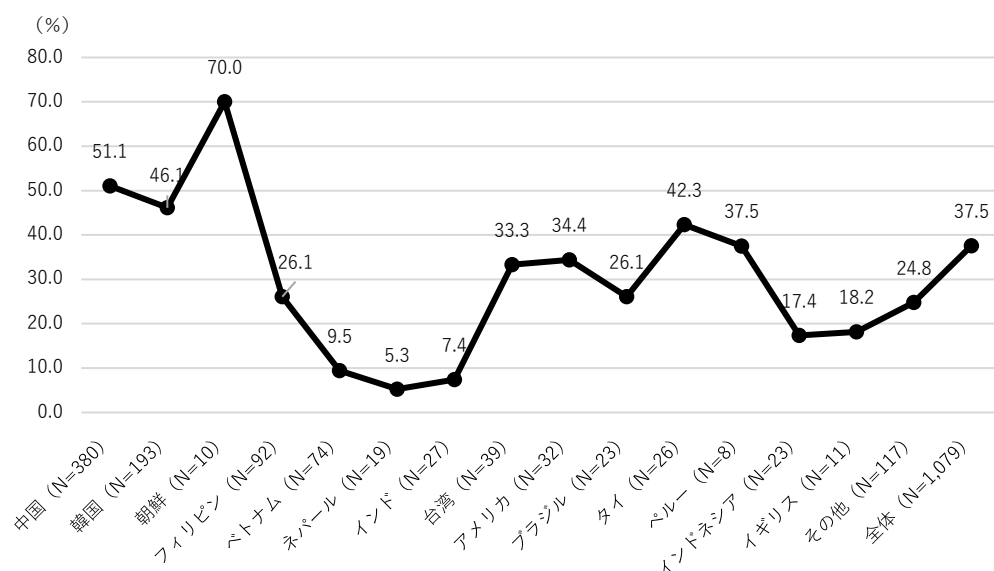
就労地や子どもの教育の便宜といったライフスタイルや土地勘など、個別の理由によって居住地が選ばれているものと思われる。

図表 98 外国人市民の持ち家率（区×在留資格）



国籍・地域別に見ると、安定的な在留資格を持つ人が比較的多い国籍・地域で持ち家率が高い。ただし中国籍の場合、技術・人文知識・国際業務といった他の在留資格でも持ち家を所有している回答者が一定程度みられた。

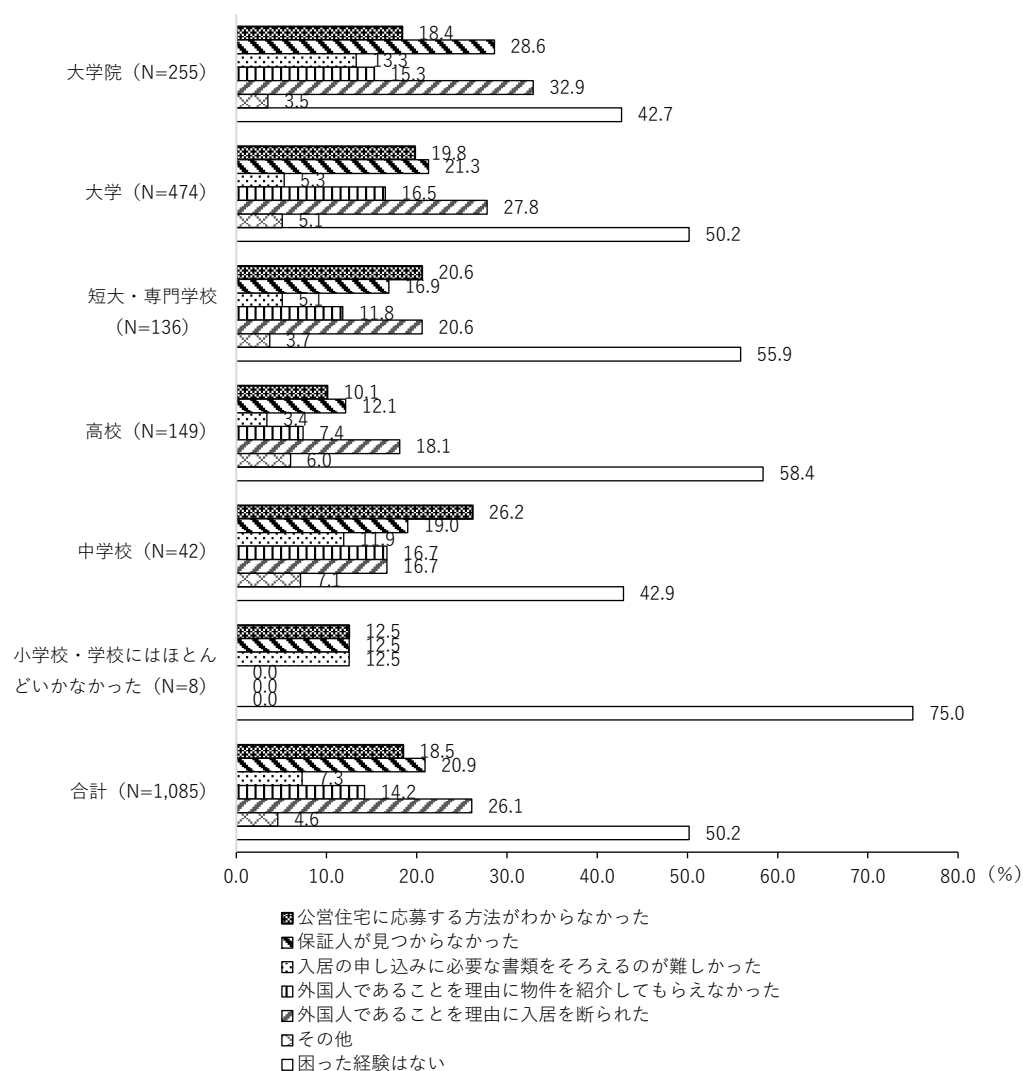
図表 99 外国人市民の持ち家率（国籍・地域別）



3 住宅差別の経験

外国人市民が川崎市内で住居を探す際の経験には、回答者の最終学歴によって違いがみられる。大学院・大学卒では、「外国人であることを理由に入居を断られた」「保証人が見つからなかった」と回答した者の割合が高い。一方、中卒では、「公営住宅に応募する方法がわからなかった」が高くなっている。

図表 100 住居を探す際の経験（最終学歴別）



2014年の前回調査と比較すると、「外国人であることを理由に入居を断られた」（入居差別）と回答した者は、全体で21.3%から26.1%と約5ポイント増加している。上図のように、大卒以上の回答者でこのような回答が多い傾向があり、前回調査と比べて今回は大卒以上の回答者が全体的に増加していることも一因と考えられる。いずれにせよ、今回新たに加わった「外国人であることを理由に物件を紹介してもらえなかった」（物件紹介拒否）という回答が14.2%だったことも含め、外国人市民への住宅差別は改善されていない。

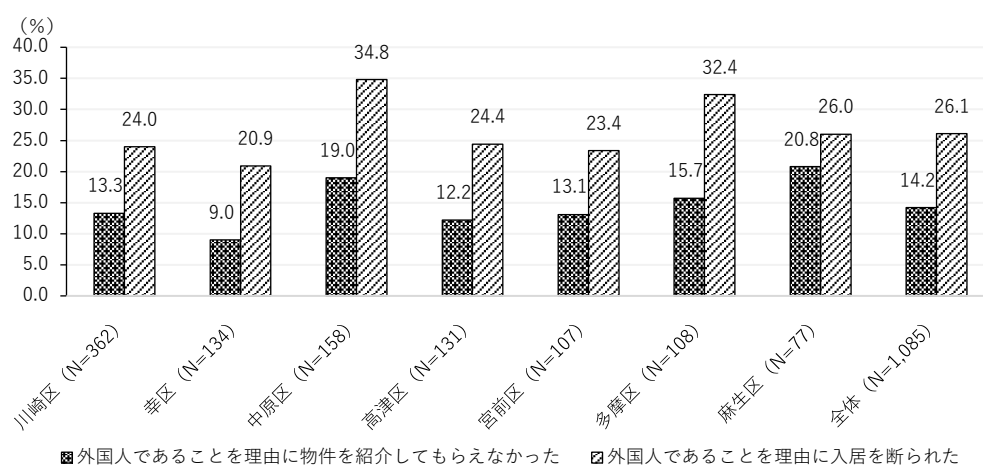
なお、今回の調査の回答者の最終学歴は、住んでいる区によって大きく異なる。麻生区、中原区、高津区では75%以上の回答者が大卒以上であり、多摩区もそれに次いで多い。一方、

川崎区と幸区では全体の平均よりかなり低くなっている。それも影響して、麻生区、多摩区、中原区では、住宅差別を経験したという回答者の割合が比較的高くなっている。

図表 101 回答者の最終学歴（各区分）（上段：実数、下段：％）

	学歴（日本または海外）							合計
	大学院	大学	短大・ 専門学校	高校	中学校	小学校・学校 にはほとんど いなかった	無回答	
川崎区	63	134	59	67	21	6	12	362
	17.4	37.0	16.3	18.5	5.8	1.7	3.3	100.0
幸区	33	49	19	26	4	1	2	134
	24.6	36.6	14.2	19.4	3.0	0.7	1.5	100.0
中原区	49	73	15	13	7	0	1	158
	31.0	46.2	9.5	8.2	4.4	0.0	0.6	100.0
高津区	33	68	11	12	5	0	2	131
	25.2	51.9	8.4	9.2	3.8	0.0	1.5	100.0
宮前区	26	54	10	15	1	0	1	107
	24.3	50.5	9.3	14.0	0.9	0.0	0.9	100.0
多摩区	33	47	15	11	2	0	0	108
	30.6	43.5	13.9	10.2	1.9	0.0	0.0	100.0
麻生区	18	45	4	5	2	1	2	77
	23.4	58.4	5.2	6.5	2.6	1.3	2.6	100.0
無回答	0	3	2	0	0	0	1	6
	0.0	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	100.0
合計	255	473	135	149	42	8	21	1,083
	23.5	43.7	12.5	13.8	3.9	0.7	1.9	100.0

図表 102 物件紹介拒否・入居差別の経験（区分）



詳しく分析すると、20 代後半から 30 代前半の年齢層の回答者で、外国人であることを理由にした物件紹介拒否・入居差別を経験した者の割合が比較的高い。また日本に在住して 9 年以内の回答者の中でも、経験者の割合が高くなる。一方、世帯収入の多寡とこれらの差別経験はそれほど関連していない。つまり高等教育によって差別に関する知識を得て、反差別・人権遵守の規範を身につけた結果、自分の受けた扱いが「差別」であると認知できる能力が高い人ほど、住宅差別を経験したと答える傾向があると考えられる。また日本での生活経験が短く、日本社会の「習慣」に妥協したり諦めた経験が比較的少ない人ほど、自分の受けた扱いを「差別」だと考える傾向があるともいえる。

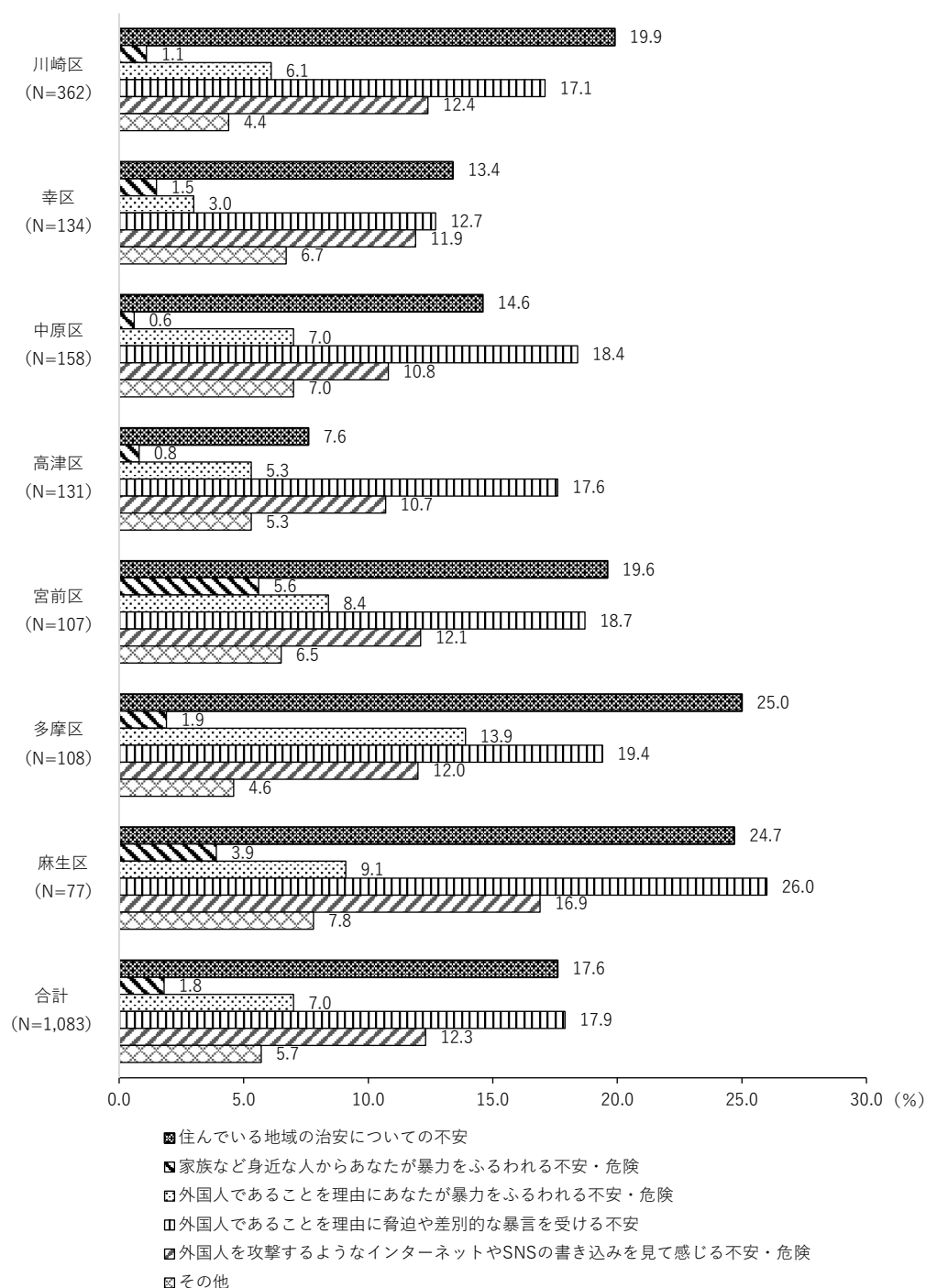
だからといって、「日本の習慣を理解していない一部の外国人が、差別に過剰に反応している」などとみなすべきではない。まさに日本政府が誘致しようとしている、高等教育を受け教養を身につけた外国人高度人材（その多くはアジア諸国出身）が、日本社会は人権が十分に保障され安心して住める国だとみなしていない可能性を、この調査結果は示唆しているからである。こうした外国人たちが差別だと感じる経験が、日本の住宅取引をめぐる商慣行に由来しているとしたら、その商慣行自体をユニバーサル・デザイン化していく必要性を検討すべきである。

4 体感治安・外国人であることで暴力や脅迫、差別的な暴言を受ける不安

最近 1 年間に「住んでいる地域の治安についての不安」（体感治安への不安）、「外国人であることを理由にあなたが暴力をふるわれる不安・危険」、「外国人であることを理由に脅迫や差別的な暴言を受ける不安」があると回答した者は、2014 年の前回調査からそれぞれ 11.0%→17.7%、4.7%→7.1%、10.4%→18.0%と、大幅に増加している。また今回新たに加わった「外国人を攻撃するようなインターネットや SNS の書き込みを見て感じる不安・危険」（ネットの書き込みへの不安）にも 12.4%が回答している。2010 年代半ばから川崎市南部で差別的言動を行う団体によるデモや街宣が目立つようになり、2016 年には政府によって「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」が制定された。にもかかわらず、こうした不安を感じる外国人市民はむしろ増加している。

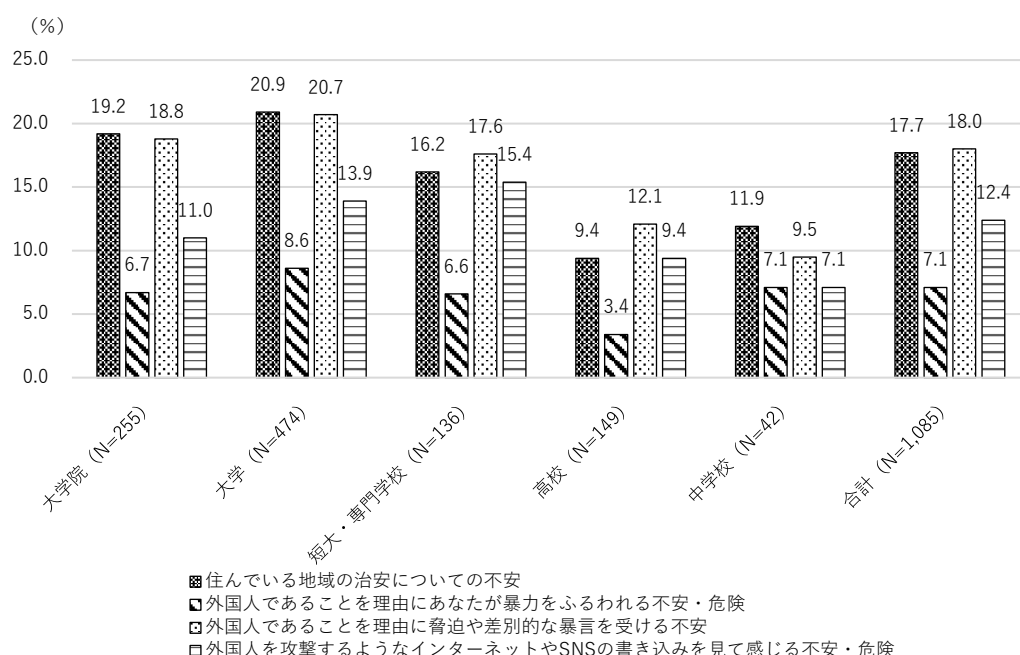
また、体感治安への不安や、外国人であることを理由に暴力をふるわれたり強迫・差別的な暴言を受けることへの不安は、川崎市南部に限った問題ではなく、むしろ北部の多摩区、麻生区でこのような不安を訴えた外国人が比較的多い。またネット書き込みが不安だという回答も、麻生区で最も多い。

図表 103 外国人市民が感じる不安や危険（区別）



最終学歴との関係を見ると、体感治安への不安や暴力、脅迫、差別的言動を受けることへの不安を訴える回答者の割合は大卒・大学院卒で比較的大きいことが、高学歴の回答者が比較的多い麻生区・多摩区でこれらの不安を訴える者が多い理由のひとつである。また、実際に差別的言動を行う団体によるデモや街宣が起こっている川崎市南部で、こうした不安を訴える回答者が比較的多くないことにも関係している。一方、インターネットやSNSの書き込みへの不安は短大・専門学校卒で最も多くなっている。

図表 104 外国人市民が感じる不安や危険（最終学歴（日本または海外）別）



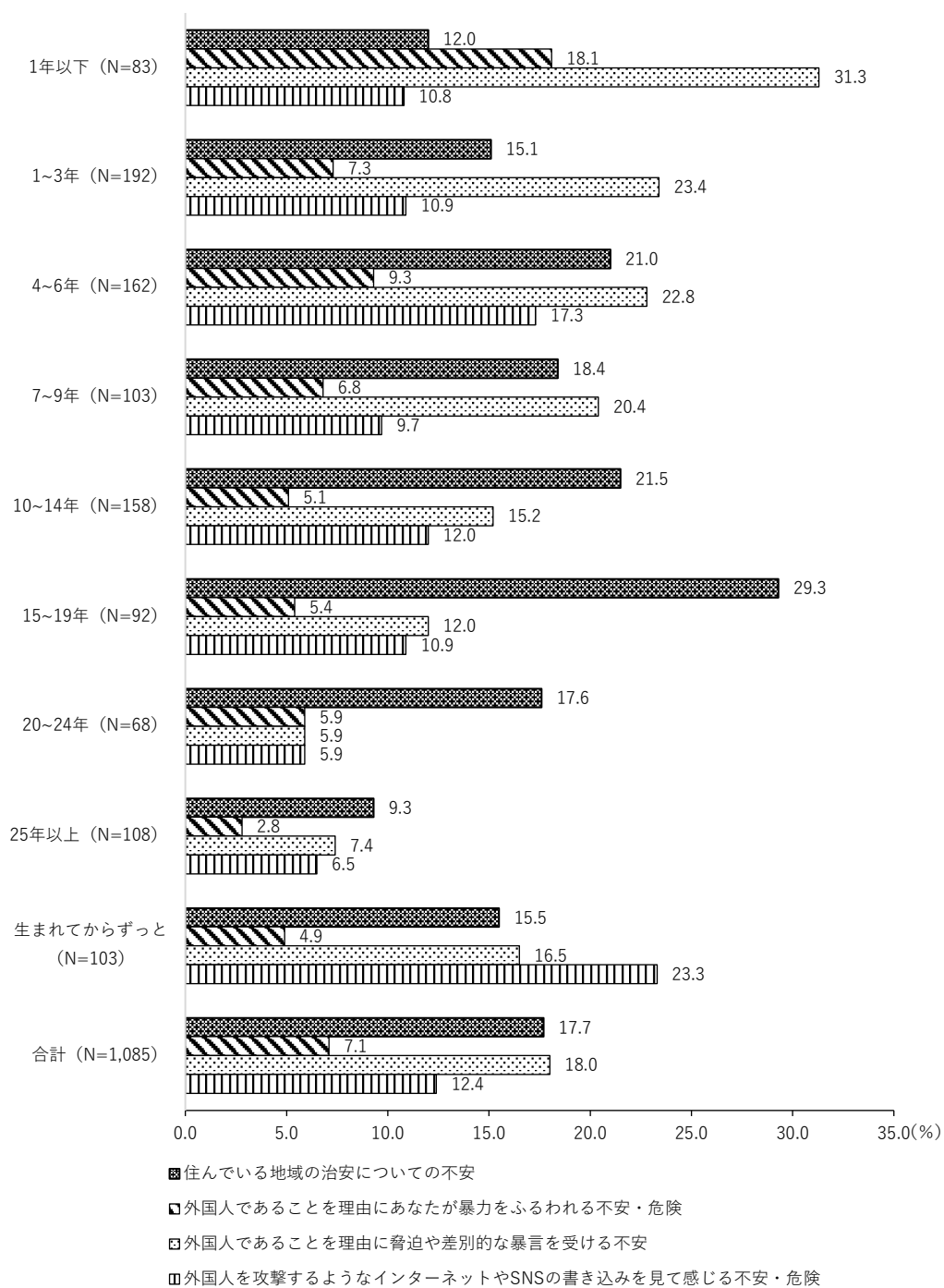
国籍・地域別に見ると、外国人であることを理由とした暴力への不安についてはフィリピン、ネパール、ペルー、アメリカ、インドネシアで、外国人であることを理由とした脅迫や差別的な暴言への不安については韓国、朝鮮、フィリピン、ベトナム、ネパール、アメリカ、ペルー、インドネシアで、ネットの書き込みについては韓国、朝鮮、台湾、ペルーで、不安を訴える回答が比較的多かった。

日本での滞在年数との関係を見ると、暴力、脅迫、暴言への不安を訴える回答者の割合は滞在1年以下で最も多く、年数が増えるにしたがって減少していく。これは、日本人から暴力や暴言を受けることへの不安には、慣れない日本社会で日本人に囲まれて暮らしていくことへの不安も影響していることを示唆する。ただし、脅迫や暴言への不安については、日本生まれの外国人で再び回答者の割合が増加する。これは、こうしたいわゆるヘイトスピーチの主要な標的のひとつが在日コリアンであることも関係している。

それに対して体感治安への不安を訴える回答者の割合は、むしろ滞在年数が長くなるにつれて増加し、日本に15～19年間住んでいる外国人で最大となる。これは居住期間が長くなるにつれて、外国人市民が地域社会の一員という立場から地域の変化を捉える傾向が強まることを示唆している。ただし、それ以上の期間住んでいる人のあいだでは、不安を訴える人の割合は低下する。

一方、インターネットやSNSの書き込みへの不安を訴える回答者の割合は、生まれてからずっと日本に住んでいる外国人で最も高い。これには在日コリアンに対するインターネット上での誹謗中傷が社会問題化していること、日常的に日本語環境でインターネットを使い、日本語での書き込みを理解できることなどが影響していると考えられる。また日本で生まれ育ち、日常では「日本人」と変わらずに生活しているのにもかかわらず、ネット上で誹謗中傷を受けることで自分が「外国人」として排除されていると実感する場合もあるだろう。

図表 105 外国人市民が感じる不安や危険（日本での滞在年数別）



(塩原 良和)

第3章 医療保険・年金に加入していない外国人

1 はじめに

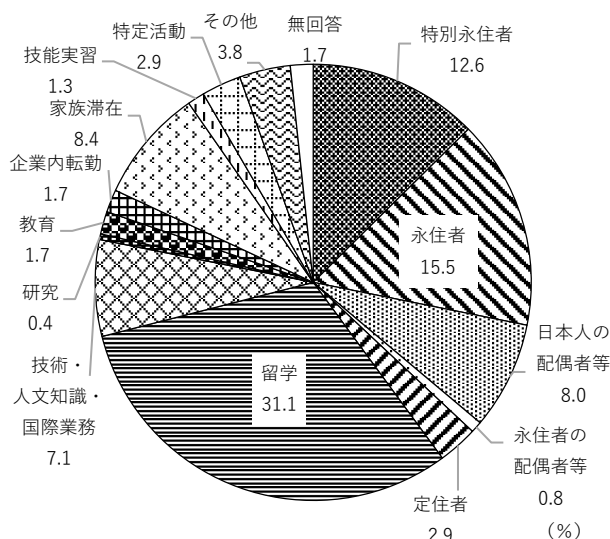
日本は国民皆保険・皆年金であり、90日以上日本に滞在する外国人住民も原則として加入しなければならない。医療保険や年金は、加入して社会保険料を支払わなければ適用されないが、社会保険料を支払うことは納税と同様、住民としての義務とされている。それゆえ公的な医療保険や年金保険への加入は、その人が社会の一員とみなされるための象徴としての役割も果たす。したがって、それらに加入していない外国人は、制度的のみならず象徴的にも、社会から排除されるリスクが高まる。このように、公的な医療保険・年金保険に加入していない外国人がどの程度おり、どのような事情で加入していないのかを分析することは重要である。

2 医療保険への未加入者

今回の調査で、いかなる医療保険にも「入っていない」と回答した外国人市民は20名(1.9%)と少なかった。そのうち、11名を韓国籍が占めている(朝鮮籍の未加入者はいなかった)。20名のうち7名が特別永住者(すべて韓国籍)、3名が永住者(うち2名が韓国籍)であり、8名が65歳以上(すべて韓国籍)であった。

2014年に実施された前回調査では、医療保険への未加入者は全体の4.5%であった。この5年間で全体としては減少したものの、高齢の在日コリアン市民など、一定数の医療保険未加入者が依然として存在することがうかがえる。

図表 106 年金未加入者の在留資格 (N=238)



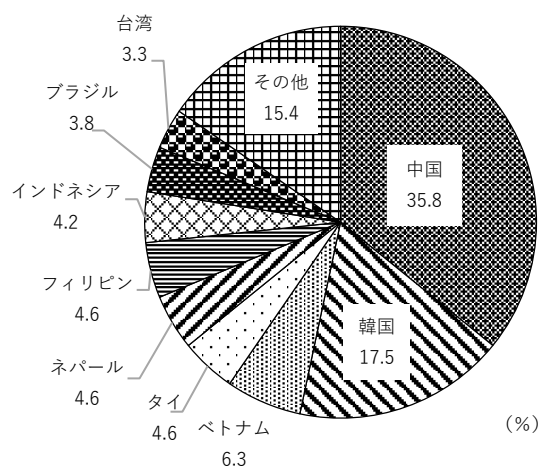
一方、いかなる年金にも「入っていない」と回答した外国人市民は240名と、全体の22.6%であった(p. 60 図表 48 参照)。このうち31.1%が、「留学」の在留資格であり、それ以外では永住者、特別永住者、日本人の配偶者等、家族滞在、技術・人文知識・国際業務の在留

資格を持つ未加入者が比較的多い。ただし、いかなる年金にも「入っていない」という回答がゼロの在留資格はなかった。

詳しく見ると「留学」の在留資格を持つ回答者全体の実に 84.1%が、いかなる年金にも「入っていない」と回答した。国民年金の場合、学生は「学生納付特例制度」により、在学中の保険料の支払いが猶予される場合がある（これは留学生だけではなく、学生一般を対象とする制度である）。

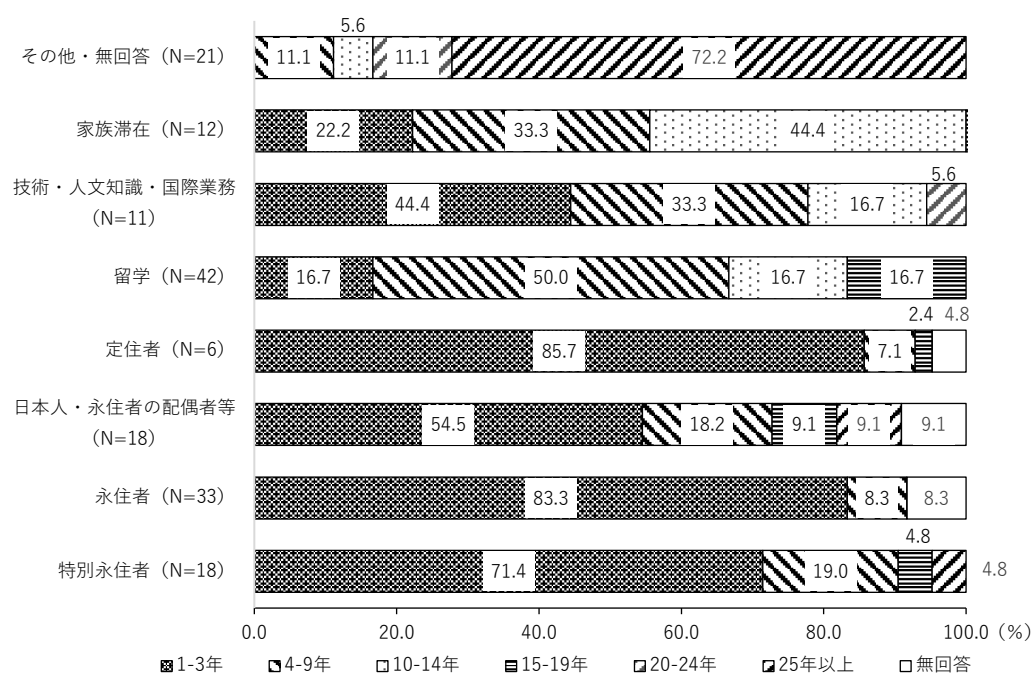
年金未加入者の国籍を見ると、中国、韓国、ベトナムなどが多い。中国籍、ベトナム国籍の年金未加入者の 40%が「留学」の在留資格なのに対し、韓国籍の年金未加入者の 53.7%は特別永住者であった。さらに詳しく見ると、韓国籍で特別永住者の年金未加入者の 72.2%が、25 年以上日本に住んでいた。また、韓国籍で年金に加入していない人の 42.8%が、65 歳以上であった。外国人住民への国民年金の適用は 1982 年から認められるようになった。川崎市では独自に外国人高齢者福祉手当を支給しているものの、国として必ずしも十分な救済措置が講じられてこなかったことが、年金に加入していない在日コリアン高齢者の存在の背景にある。

図表 107 年金未加入者の国籍（N=240）



日本での居住年数との関係を見ると、「留学」の在留資格を持つ年金未加入者の 85.7%、「家族滞在」の 83.3%が、回答時点で 1 年未満しか日本に滞在していない。これらの人々は、上述の学生納付特例制度を利用しているか、短期間の日本滞在を見越して年金保険に加入しない、雇用形態の関係で就業先の企業年金に加入できない、あるいは実際には扶養家族として配偶者の企業年金に加入しているのに、日本の制度についての知識の不十分さから「入っていない」と回答しているといった場合が考えられる。62 ページの図表 50 でも、「日本の年金の制度（仕組み）がよくわからない」「年金を受け取りたいのに、もらえない（将来、もらえそうにない）」「脱退一時金が少ない」といった問題を訴える回答が多い。

図表 108 年金未加入者の日本居住年数



いかなる年金にも「入っていない」という回答は 2014 年の前回調査の 31.8%に比べれば減少しているものの、日本の年金制度に関する情報の周知や相談対応を引き続き充実させる必要がある。また、現在の年金制度では、外国人市民が将来日本を離れることになった際に、脱退一時金制度があるものの、受給金額に上限があるなどそれまでの保険料の大部分が掛け捨てになる可能性が高い。多くの外国人市民に年金加入を躊躇させる、こうした制度的問題の解消に向けて政府に働きかけていくことも重要である。

(塩原 良和)

第4章 外国人市民と子育て・教育

1 はじめに

地域において外国人市民が子育てや教育においてどのような課題を持っているのかを知ることが、外国人市民が安心して家庭生活を営み地域の一員として暮らしていくためにきわめて重要な課題である。と同時に、次世代につながる子育てや教育の現状と課題は、将来にわたって地域の多文化共生が持続・発展していくためにも、おさえておくべき重要な点であると考えられる。

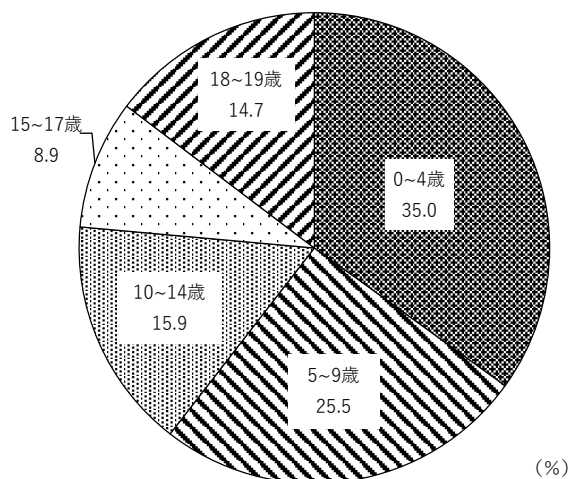
現在日本においては、外国籍児童は義務教育の対象とはされていない。2019年9月には文部科学省による「外国籍児童不就学2万人」という衝撃的な調査結果が出された。地域の未来を担う子どもたちとその親を取り巻く環境を知ることが、本調査においても重要な観点であると考ええる。

以下では、本調査の結果からとらえることができる、川崎市における外国人市民の子育て・教育に関する課題を考察していく。

2 外国人市民と子育ての状況

2019年12月末現在の川崎市の外国籍人口のうち20歳未満は5,770人である。そのうち、0～4歳が最も多い2,017人（未成年者の35.0%）、5～9歳が1,474人（未成年者の25.5%）、10～14歳が919人（未成年者の15.9%）、15～17歳が512人（未成年者の8.9%）、18歳～19歳が848人（未成年者の14.7%）となっている。

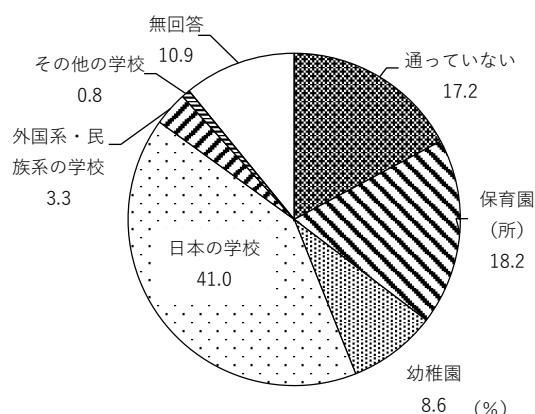
図表 109 川崎市における20歳未満の外国籍人口（2019年12月末現在）



本調査では、「25 歳以下の日本で暮らす子どもがいる」と回答した対象者は 38.0%で全体の約 4 割であった。その内訳は、1 人っ子が 60.4%、2 人以上の子どもがいる人が 39.5%であった（p. 65 図表 53 参照）。

子どもの年齢を見ると、子ども数が 2 人以下の場合で一番多いのは 0 歳の子どもだった。1 人目の子どもの平均年齢が 8.9 歳、2 人目および 3 人目が 7.4 歳および 7.8 歳であることを考えると、本調査の回答者は、就学前の子どもおよび小学校低・中学年の子どもを持つ外国籍保護者の回答が多いことが推測される。子どもが通っている学校・施設の種類においても、保育園と日本の小学校が多くなっている。

図表 110 子どもが通っている施設・学校の種類（N=605）



比較的年齢層の低い子どもを育てている外国人市民が多いことから、出産や育児（p. 67 図表 56 参照）、保育園・幼稚園（p. 68 図 57 参照）でそれぞれ困ったことの内訳は、切実かつ喫緊の課題を表しているといえるだろう。

3 出産・育児に関して

2014 年に実施した前回の調査と同様に、「出産・育児」に関して「困ったことはない」と答えた回答者が半数を超えてはいるが、「育児でわからないことがあっても、相談する人がいない」「予防接種の案内があっても、よくわからない」「母子健康手帳をもらったが内容がわからない」などの回答数が一定数あることは見逃せない。妊娠・出産・育児の初期にあたって重要な情報や事項についての内容理解に課題を抱えていたり、それについて相談する相手がいなかったりすることは、妊産婦と乳児双方にとってリスクの高い状況が生まれている場合が少なからずある、と考えられるだろう。また、数としては少ないが、「妊娠中に定期健診を受けられなかった」という人も 3 名いたことは、母子双方にとってのハイリスクの問題として記しておきたい。なお、近年、こうした外国人妊婦への情報提供の充実の必要性は広く指摘されており、多言語での情報提供に加えて、日本と母国での妊娠中の検診回数の違いなど子育て慣行の違いについても、広く情報提供をしていく取り組みが進められている分野といえる。また、困ったことのうち 15.7%と最多の「分娩の費用が高い」という点は、日本人市民とも共通している課題と考えられる。

保育園・幼稚園に関わる困りごととして、「子どもを保育園（所）に預けたいのに、入れない」および「保育園（所）の保育料が高い」「保育園（所）の保育時間が短すぎる」という点

が本調査の対象者からも挙げられているが、この点も、日本人市民と共通した課題と考えられる。これは、外国人市民、日本人市民にかかわらず、出産や育児に関して共通の課題が地域においてあるということ、逆にいえば、外国人市民が子育てにおいて抱える困難も、日本人市民と共通している部分が（当然ながら）ある、ということの意味しているだろう。

なお、外国人市民に特徴的であると考えられる「保育士・先生とうまく意思が通じない」という困難も、7.2%の人が挙げており、Q29でも、「先生とうまく意思が通じない」という困難が11.0%の人で挙げられているように、就学後、および進学に関わる困難にもつながる課題であると考えられる。

また、保育園・幼稚園の段階においてすでに「子どもが仲間はずれになったり、いじめられたりした」という回答が3%程度とはいえある、という厳しい現実も、把握しておく必要があるだろう。

以上から、出産・育児に関しては、大きく分けて①費用・条件面、②言語・情報面での2つの課題が外国人市民においてはみられ、特に①については日本人市民とも共通する（特に保育園に入れない問題、保育時間の短さ、保育料の高さなど）課題があることがわかった。また、出産と乳幼児育児における②については、未検診問題も含めて、母子ともにリスクが高まる条件になるため、注視する必要があるだろう。また、比較的年齢が低い段階ですでにいじめや仲間外れの問題が起こっていることにも現場での注意喚起が必要であろう。

4 学校に通う子どもをめぐる状況

次に、学校に通う子どもの状況について、本調査からわかることについて見ていきたい。

子どもたちの国籍については、日本国籍を持つ子どもが242人、外国籍を持つ子どもが320人となっており、外国籍の親を持つ子どもうち43.1%が日本国籍を持っていることがわかる。また、通っている学校ごとに比較すると、前回の調査と比べ、保育園への通学比率に関しては日本国籍の有無による大きな差はみられず、むしろどこにも「通っていない」子どもの中に外国籍の子どもが多いことがわかる。ただしこれは、外国籍の子どもにも0歳児が多いことに関連しており、今回の調査対象者の中にいわゆる学齢期における「不就学」が含まれているわけではない。

図表 111 子どもの国籍と通っている施設・学校の種類（上段：実数、下段：％）

	通っていない	保育園	幼稚園	日本の学校	外国系・民族系の学校	その他の学校	無回答	合計
日本国籍	30	44	22	124	3	2	17	242
	28.8	40.0	42.3	50.0	15.0	40.0	25.3	40.0
外国籍	71	63	28	116	17	3	22	320
	68.3	57.3	53.8	46.8	85.0	60.0	33.3	52.9
無回答	3	3	2	8	0	0	27	43
	2.9	2.7	3.8	3.2	0.0	0.0	40.9	7.1
合計	104	110	52	248	20	5	66	605
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

また、前回調査と同様に、民族系・外国系の学校に通っているのは、日本国籍よりも外国籍の子どもで相対的に多くみられた。外国籍の子どもの通学先としては圧倒的に日本の学校が多いが、韓国・朝鮮籍に加えて、中国籍、インド籍、フィリピン籍の親にも、子どもを民族系・外国系学校に通わせている人がいることがわかった。

また、近年では外国につながる生徒のために多言語での高校進学ガイダンスのニーズが高まっており、川崎市でも実施されているが、今回の調査対象者を見る限りでは、高校に進学した子どものほとんどが全日制に通っており、そこには日本国籍・外国籍による相違はみられなかった。

Q28 では、子どもを小・中・高校に通わせている親に対して、子どもが学校で現在困っていること・悩んでいることをたずねている（p. 77 図表 67 参照）。全体の 40%ほどが何かしらの困難・課題に直面しており、最多は「日本語の力が十分でない」（12.4%）、次いで「授業の内容が理解できない」（6.9%）となっていた。この点については、川崎市としても様々な取組を行っている分野であることを考えると、今後も継続して外国につながる児童・生徒の学校教育環境の整備や理解力の向上が課題となっていることが確認できる。

また、小・中・高校においても「外国にルーツがあることで、いじめられる」（6.9%）といった悩みが挙げられていることは、前項の保育園・幼稚園の段階での、仲間外れやいじめの経験と重ね合わせても、依然として重点的に取り組むべき課題であることがわかる。また、「友達がいらない」「不登校になった」という深刻な状況も、比率としては少ないものの声として挙げられており、さらには「先生、職員の配慮が足りない」（4.1%）という声も考慮すると、学校における外国につながる子どもたちへのきめ細かな配慮が、こうした深刻な状況の改善には不可欠だといえるだろう。

なお、Q29 では、子どもの学校と進路について、親として困っていることをたずねている（p. 78 図表 68 参照）。そこでも、前項の出産・育児にかかわる悩みと同様に、「日本の学校の仕組みがわからない」（17%）、「学校からのお知らせの内容がわからない」（12.8%）といった、言語・情報面に関する不安と、「学費が高い」（15.6%）といった費用面での不安の両方が多くの回答を集めている。また、より漠然とした悩みとして、「進学できるかどうか不安」（14.7%）、「仕事をさがす時、差別にあうのではないかと不安」（9.2%）も挙げられていた。こうした不安は、子どもを持つ外国籍の親自身の日本社会での経験を多分に反映した不安と考えられ、その意味では、日本の学校に子どもを通わせていながらも、子どもの進学や将来について、必ずしも外国籍の親が安心できているわけではない、という難しい現実を浮かび上がらせる。

外国籍の親が子どもを日本の学校に通わせることについての心配については、実数としては少ないものの、自分の子どもを日本の公立小・中学校に通わせていない（通わせていなかった）理由（Q27）からも、うかがい知ることができる。そこでは、「国際的な教育を受けさせたほうがよいと思った」「自分の民族の言葉や文化を学んでほしかった」という積極的な理由と並んで、「差別やいじめにあう心配があった」「日本の公立学校の規則や活動の仕方がよくない」といった消極的な理由が挙げられている（p. 76 図表 66 参照）。

5 家庭での母語使用状況

次に、今回の調査回答者の子どもたちの家庭での言語状況を見てみたい（p. 75 図表 65 参照）。最も多かったのは、「日本語とあなたの母語」で全体の 45.4%を占めており、家庭において二言語で生活している子どもが半分近くに上ることがわかる。なお、「日本語」が 25.6%、「あなたの母語」が 20.1%で、外国籍親の家庭にあっても日本語中心で生活している家庭が全体の 4 分の 1 に上ることと、他方で家庭では日本語を使っていない家庭もそれに近い数ある、ということが同時にわかる。これは、外国籍親の家庭における言語状況に、かなりの程度ばらつきがある、ということを示しているだろう。

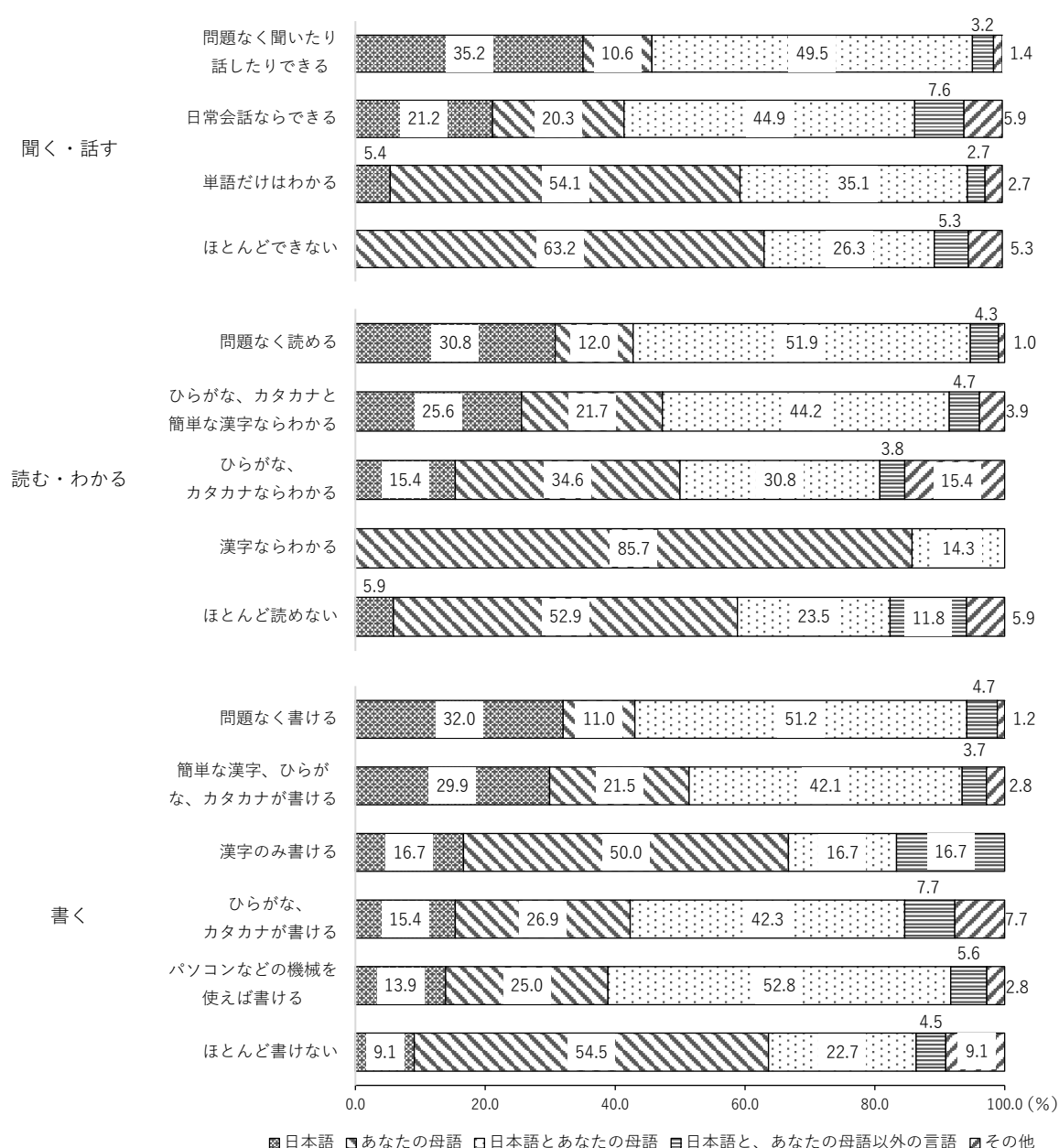
なお、家庭での母語状況を子どもの国籍別に見てみると、日本国籍を持つ子どもの約 47.3%が日本語で生活しているが、39.3%が日本語と親の母語、そして 7.1%は親の母語で生活していることがわかる。また、外国籍の子どもの場合でも約半数が日本語と親の母語の二言語で生活しており、また 12.5%は日本語で生活している。これらのことから、子どもの国籍と家庭での言語状況が必ずしも一致しないことも確認できる。

図表 112 子どもの国籍と家庭で話す言語（上段：実数、下段：％）

	日本語	親の母語	日本語と親の母語	日本語と、 親の母語以外の言語	その他	無回答	合計
日本国籍	113	17	94	10	4	1	239
	47.3	7.1	39.3	4.2	1.7	0.4	100.0
外国籍	39	89	159	12	10	3	312
	12.5	28.5	51.0	3.8	3.2	1.0	100.0
無回答	14	3	13	5	3	2	40
	35.0	7.5	32.5	12.5	7.5	5.0	100.0
合計	166	109	266	27	17	6	591
	28.1	18.4	45.0	4.6	2.9	1.0	100.0

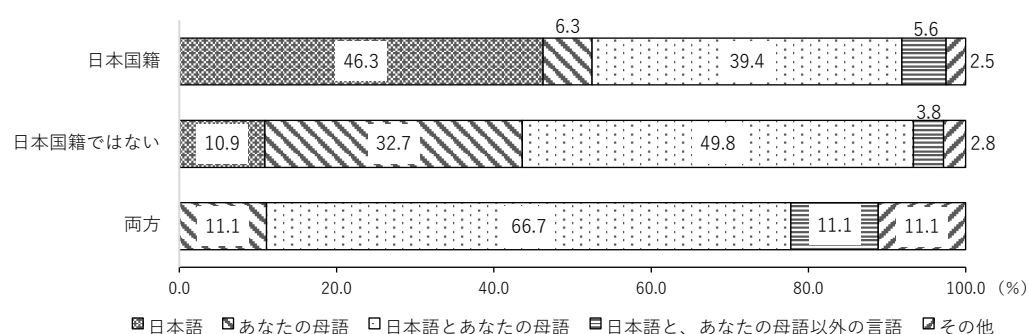
また、外国籍親の日本語能力と、家庭での言語状況をクロスしてみると、興味深い結果が得られる。ひとつは、「話す・聞く」および「読む・わかる」、「書く」のいずれにおいても最も能力が高いと思われる水準にある外国籍親の家庭で、「日本語と母語」の二言語で子どもが生活している傾向が高いということである。他方で、日本語を「書く」能力において最低レベルの「ほとんど書けない」といった場合でも、家庭での言語が日本語というケースもわずかなではあるが、その意味では家庭での言語状況のばらつきの大きさがここでもうかがえる。

図表 113 親の日本語能力と家庭で話す言語



なお、配偶者の国籍と家庭での言語状況を重ね合わせると、やはり日本国籍の配偶者がいる家庭では主要な言語が日本語である場合が多く、外国籍同士の両親の家庭では日本語と母語の両方が話されている場合が多いことがわかる。このことは一方で、配偶者が日本国籍である場合に、家庭においても外国籍親の母語が子どもに継承されにくいことを示しており、外国につながる子どもをめぐる重要課題のひとつとされている、親子間での言語的コミュニケーションの難しさ（子どもの母語能力と、外国籍親の日本語能力とがそれぞれ低いことに起因する問題）や、子どもが外国籍親の文化・言語に対してアイデンティティを感じられないといった問題が生じる可能性も推測される。

図表 114 配偶者・パートナーの国籍と家庭で話す言語



6 本調査から見てくる、子育て・教育に関する状況と課題

最後に、今回の調査から見てくる子育て・教育に関する状況と課題をまとめたい。まず、出産・育児に関しては、大きく分けて①費用・条件面、②言語・情報面での二つの課題が外国人市民においてはみられることがわかった。①については日本人市民と共通する（特に保育園に入れない問題、保育時間の短さ、保育料の高さなど）課題と考えられ、国籍によらず地域全体の子育て課題として共有されるべき問題であることが明らかになった。また、②については、妊娠・出産・育児の初期にあたって重要な情報や事項（母子健康手帳の内容や出産や予防接種にかかわる説明など）、についての内容理解に課題を抱えていたり、それについて相談する相手がいなかったりすることは、未検診問題も含めて、母子ともにリスクが高まる条件を生んでしまう。子どもの健やかな成長のためにも、より丁寧な情報提供が引き続き必要とされている。

学校に通う子どもに関しては、外国籍の親を持つ子どもうち 43.1%が日本国籍を持っているということがわかった。この点は、前回の調査でも指摘されたように、学校基本調査等では把握しにくい「外国籍の親を持つ日本国籍の子ども」の状況を把握する上で、一助となるであろう。調査回答者全体の 40%ほどが何かしら子どもの教育について困難・課題に直面しており、なかでも子どもの日本語能力や学習能力について困難が感じられていることから、今後も継続して外国につながる児童・生徒の学校教育環境の整備や理解力の向上が課題となっていることがわかる。

また、依然として「外国にルーツがあることで、いじめられる」(6.9%)といった悩みが挙げられていた。保育園・幼稚園といった比較的低い年齢段階ですでに、仲間外れやいじめ

の経験が挙げられているという事実を考慮しても、学校における外国につながる子どもたちへのきめ細かな配慮が、不登校など深刻な状況に陥ることを防ぐためには不可欠だといえるだろう。

ほかにも、子どもたちの言語状況については、家庭で日本語と親の母語の二言語で生活している子どもが半分近くに上ることが明らかになった。同時に、外国籍親の日本語能力にかかわらず、日本語で生活している家庭も25.6%と4分の1程度あり、全体的に家庭での言語状況については、ばらつきが大きいことがわかった。また、見逃されやすいことではあるが、配偶者が日本国籍である場合に、家庭においても外国籍親の母語が子どもに継承されにくい、という事実も明らかになった。このことは、将来にわたって外国籍親とその子どもとの親子関係や、子どもの外国籍親の文化・言語への理解を深めていく上では実は大きな課題であると考えられる。外国につながる子どもをめぐる課題では、ともすれば「日本語」能力が重視されがちであるが、合わせて母語・母文化（外国籍親の母語・母文化）の継承という課題も重要であると考えられる。

今回の調査対象者は、比較的年齢層の低い子どもを育てている外国人市民が多いことから、全国的に課題とされている外国につながる子どもの高校や大学への進学についての課題などは明らかにすることはできなかった。しかし、日本の学校に子どもを通わせていながらも、子どもの進学や将来について、必ずしも外国籍の親が安心できているわけではない、という難しい現実浮き彫りになったと考えられる。

（小ヶ谷 千穂）

第5章 地域活動への参加と地域での生活

1 はじめに

川崎市では1970年代以来、外国人市民が国籍や民族、文化の違いによって社会的な不利益を受けることがないよう、様々な取組を進めてきた。1996年には外国人市民の声を市政に反映させるための仕組みとして「川崎市外国人市民代表者会議」を条例で設置し、また、2005年には全国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定（2008年、2015年改定）した。こうした川崎市の取組に通底するのは、外国人市民とともに地域社会を構成し、形成するかけがえのない一員だとする考え方である。

実際、外国人市民とともに地域社会を構成する構成員であるとする見方は、今日では行政だけではなく、多くの市民にも広く共有されているといえるだろう。その一方で、外国人市民は地域社会の形成（つまり、主体的な参加）にどのくらいかかわることができているのだろうか。2014年に実施した前回の調査では、地域活動に参加していないという回答は65.3%であった。今回の調査では70.3%ということで、その割合はやや微増する結果となった。

外国人市民の地域活動への参加は、はたしてかれらが日本社会の中で受け入れられ、定着することができるのか、ということをはかるひとつの指標だといえる。実際、外国人市民にとって地域社会とのかかわりを持つことは、情報へのアクセスを高めたり、精神的な安定につながったり、行政との接点を持つきっかけになったりするなど、日本社会への適応と定着を助け、促進する側面を持つ。また、行政にとっても外国人市民を地域社会の中へと包摂することは、とりわけ近年では災害対策や地域包括ケアといった観点からも重要な課題になっている。

以上の問題意識から、本章では外国人市民の地域社会とのかかわりについて分析、考察する。具体的には、町内会・自治会への参加、外国人市民の地域活動への関心・参加意欲、そして地域社会の中での安心・安全な生活とかかわる人権や差別に関する条例の制定について、見ていくことにする。

2 町内会・自治会への参加

まずは、日本社会における地域活動の典型である町内会・自治会活動への参加状況について見てみよう。川崎市が2019年に策定、公表した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」によれば、2018年4月1日現在の川崎市における町内会・自治会への参加率は61.1%である。それに対し、今回の調査では外国人市民の参加率は10.2%にとどまった。前回の調査では12.8%だったので、参加率はやや低下したといえる。なお、町内会・自治会への参加については、前回の報告書で滞在が長い人ほど参加率も高い傾向がみられることが指摘されていたが、今回の調査結果でもおおむね同様の傾向がみられた（p. 83 図表 72 参照）。

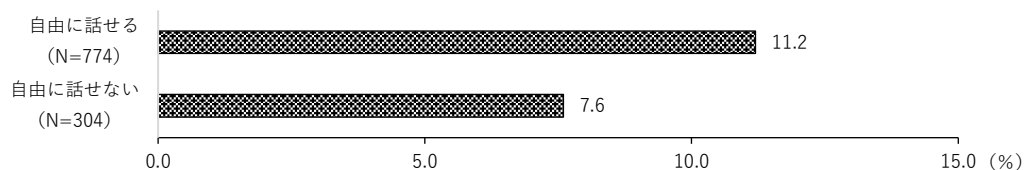
とはいえ、ここではもう少し掘り下げて考察をしてみたい。というのも、滞在年数が長くなるほど参加率が高まるとはいえ、それでも外国人市民の参加率は低い。より積極的な参加を呼びかけ、参加率を高めるためには、誰に対して、どのようなアプローチが必要なのかを知ることが重要であろう。

図表 115 男女別参加率



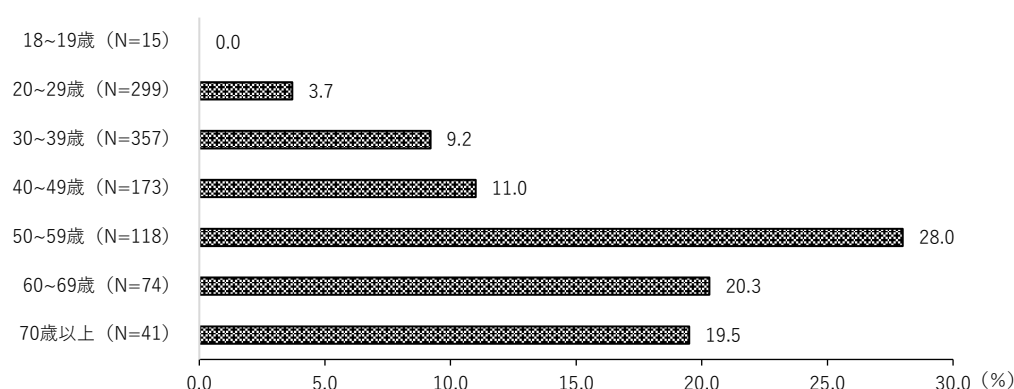
まず、男女別の参加率を見ると、男性が 11.7%、女性が 9.0%で女性と比べて男性の方がやや高いものの、それほど大きな差はない。

図表 116 日本語会話能力と参加率



次に、日本語の会話能力と参加率の関係を見てみよう。一般に、外国人にとって言葉の壁は、様々な場面で障害となったり、不自由を感じたりする主たる要因のひとつである。それでは、地域活動に参加するにあたって、言葉の壁は参加を阻む大きな要因になっているのだろうか。結果を見ると、町内会・自治会活動への参加率は、日本語を自由に話せる人で 11.2%、日本語を自由に話せない人でも 7.6%であり、日本語が自由に話せないからといって参加率が著しく低くなるというわけではないようだ。ただし、言葉の壁が参加を阻む決定的な要因ではなかったとしても、平易でわかりやすい「やさしい日本語」を活用するなどして、より多くの外国人市民が参加しやすい環境をつくっていくことは重要だと思われる。

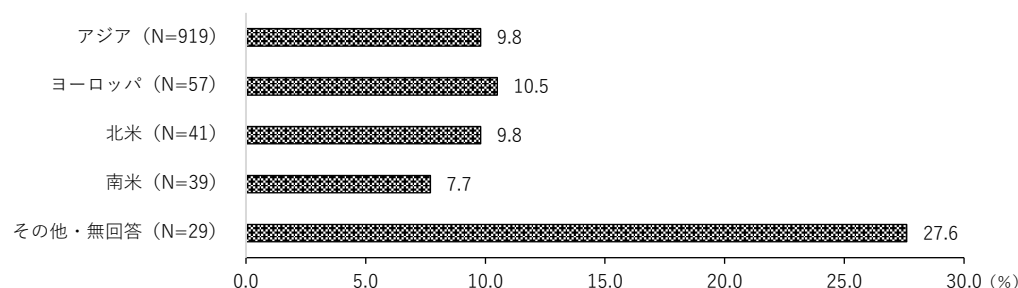
図表 117 年齢別参加率



続いて、年齢別の参加率を見てみよう。10代と20代では低く、30代と40代で1割程度、50代で最も高く約3割、60代以上で減少していく傾向にある。30代から50代にかけて増加しているのは、滞在年数の長期化やそれにもなう生活基盤の安定化、さらには家族の形成によるライフステージの変化といったことなどが考えられる。一方で、60代以降に減少して

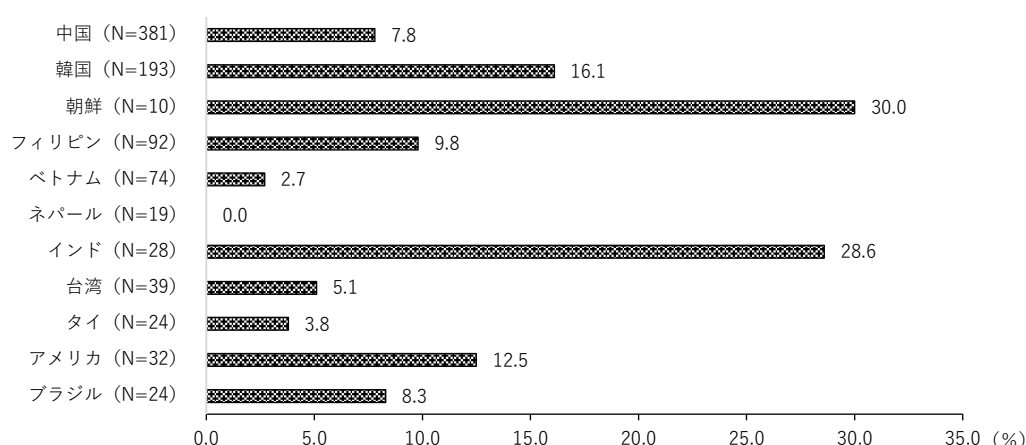
いくのは、高齢化にともない次第に活動に参加するのが難しくなっていくことなどがあると思われる。

図表 118 出身地域別参加率



では、出身による違いはあるのだろうか。まず、出身地域ごとの参加率を見てみると、その他・無回答を除いて大きな差はみられないものの、南米でやや低い傾向がみられた。

図表 119 主な国籍・地域別参加率

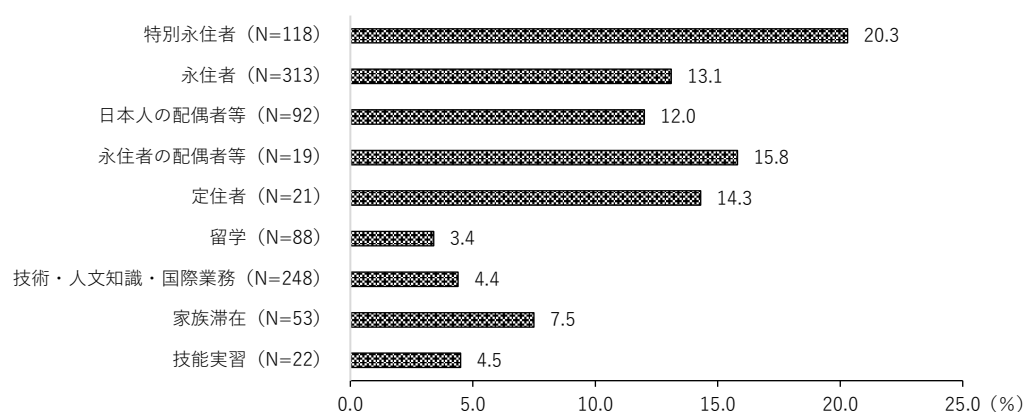


次に、主な国籍・地域別に見てみよう。中国と韓国以外はサンプルが小さいためあくまでも参考程度にとどめる必要があるが、特に台湾、タイ、ベトナム、ネパールで低い結果となった。これらの国籍・地域は、近年になって人口の増加が目立つ人たちであり、その意味では滞在年数が浅いことが参加率の低さの要因として考えられる。

では、滞在年数が長くなれば、参加率も上昇するのだろうか。たしかに、滞在年数が長くなれば、参加率も上昇する。ただし、それでも10～19年では9.6%にとどまり、20年以上でも19.3%と2割には届かない。

町内会・自治会への参加については、最後に在留資格別の参加状況についても見ておこう。特別永住者で唯一2割を超えたが、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者といった比較的安定し、定住傾向のある在留資格でも1割を超え、高い傾向がみられた。一方で、留学は3.4%、技術・人文知識・国際業務は4.4%、技能実習は4.5%と低く、5%を割り込んだ。

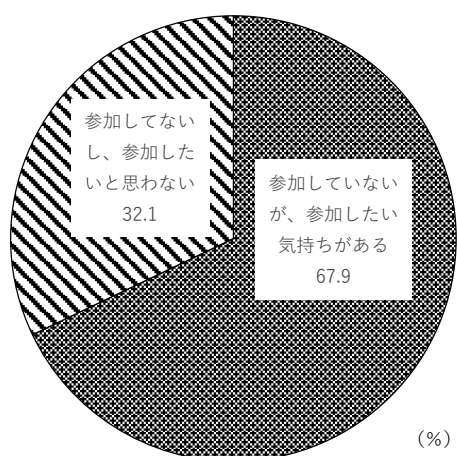
図表 120 主な在留資格別参加率



3 地域活動への関心・参加意欲

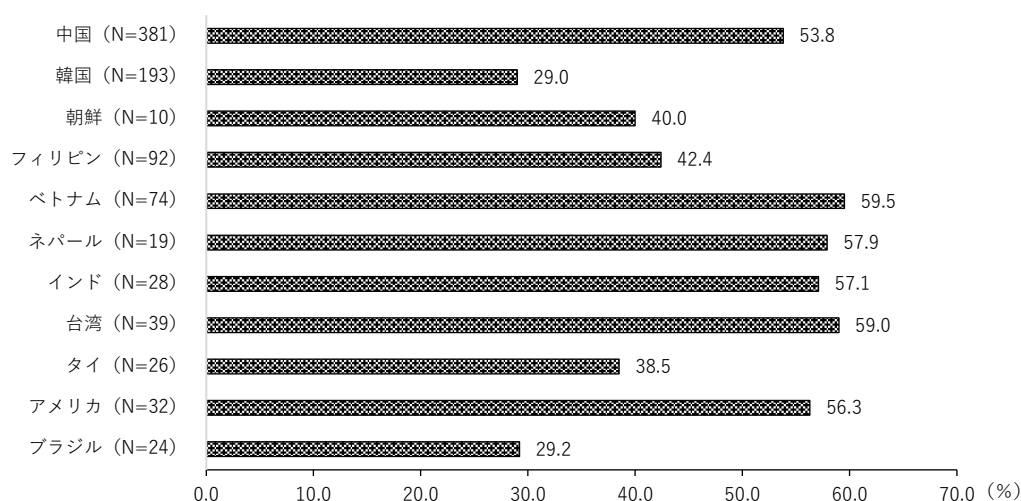
では、外国人市民はそもそも地域活動への参加に関心や意欲を持っていないのだろうか。

図表 121 地域活動への関心・参加意欲 (N=763)



たしかに、参加していない人のうち「参加していないし、参加したいと思わない」という人も 32.1%いる。一方で、「参加していないが、参加したい気持ちがある」という人も 67.9%いる。関心や参加意欲の低い人たちをどうするか、という問題もあるが、さしあたっては現状で参加したい気持ちがある人たちに目を向けることにしたい。

図表 122 主な国籍・地域と地域活動への関心・参加意欲



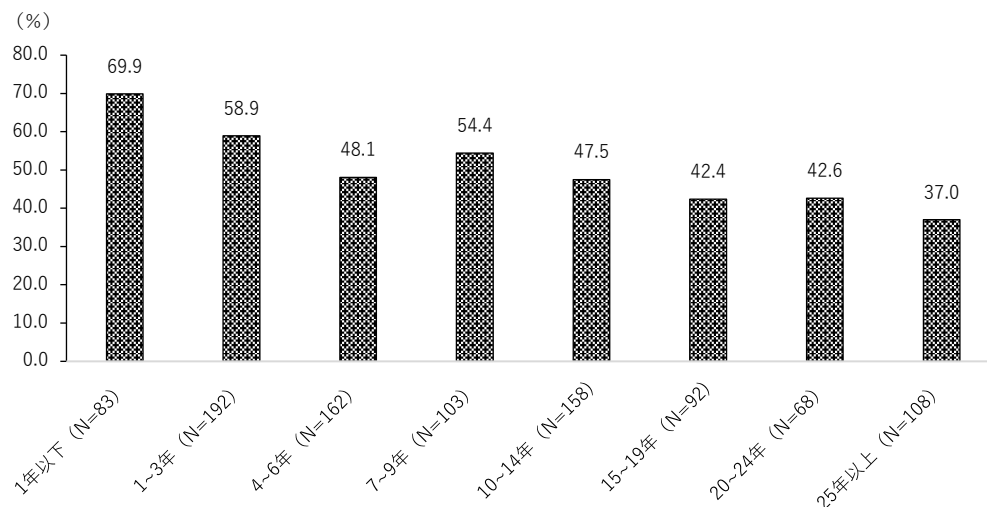
主な国籍・地域別で見ると、町内会・自治会への参加率の低かった台湾、タイ、ベトナム、ネパールのうちタイは38.5%とやや低かったものの、台湾、ベトナム、ネパールでは5割を超えており、これらの国籍・地域の人たちの地域活動への関心や参加意欲がそもそも低いというわけではないことがわかる。さらに、これらの人たちの滞在年数を見ると、6年以下が78.4%と約8割を占めており、滞在年数が浅いことが地域活動に参加していないことの要因のひとつであるように思われる。

図表 123 主な国籍・地域別滞在年数と地域活動への関心・参加意欲（上段：実数、下段：%）

	1 年以下	1~3 年	4~6 年	7~9 年	10 年以上	不明
ベトナム	11	18	10	2	3	0
	25.0	40.9	22.7	4.5	6.8	0.0
ネパール	4	2	2	1	2	0
	36.4	18.2	18.2	9.1	18.2	0.0
台湾	3	6	5	4	4	1
	13.0	26.1	21.7	17.4	17.3	4.3
タイ	1	5	2	0	2	0
	10.0	50.0	20.0	0.0	20.0	0.0
合計	19	31	19	7	11	1
	21.6	35.2	21.6	8.0	12.5	1.1

しかしながらその一方で、滞在年数が長くなれば地域活動への参加も自然と増えてくると考えるのは早計である。

図表 124 滞在年数と地域活動への関心・参加意欲の関係



地域活動への関心・参加意欲は、来日して間もない1年以下が最も高く、滞在年数が長くなるにつれてむしろ低下していく傾向がみられる。たとえば、その要因としては、当初は高い関心を持っていたが日々の仕事や生活が忙しく思うように時間をとることができない、地域でのかかわりを持たなくても生活に困らないような術を身につけた、参加したことはあるが期待していたものとは違ったためにかかわることをやめた、など様々なことが考えられるだろう。もちろん、地域活動への参加は強制されるものではないし、10代や20代の比較的若い人たちにとってはそこまで重要なことではないかもしれない。しかし、自分のことを自分でできるうちはよいが、高齢者になったときに地域社会とのかかわりを持っていなければ、社会的に孤立し、支援が必要になったときにサポートが受けられないといった状況に陥ることになるかもしれない。あるいは、高齢者ではなくとも災害発生などの非常時には、地域での助けあい（互助・共助）が重要になってくる。東日本大震災や熊本地震の報告書等でも、外国人が避難所で居場所を見つけられず、危険な自宅にとどまったり、車中泊をしたりといったケースが間々みられることが報告されている。地域活動への参加とまではいかなくとも、近隣の地域住民とあいさつを交わすなど互いに顔の見える関係性を築いておくことは、いざというときのためにも重要なことだろう。

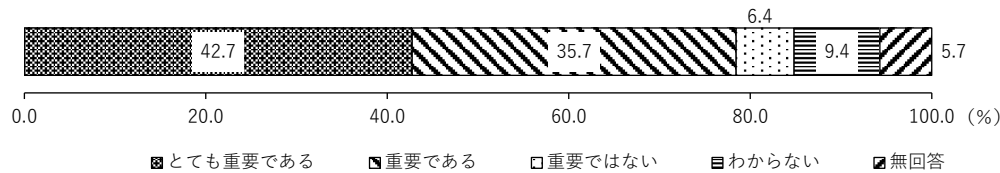
4 人権や差別に関する条例

さて、今回の調査では残念ながら約7割の外国人市民が地域活動に参加していないという実態がわかったが、外国人市民は地域の中で安心して生活を送ることができているのだろうか。詳しい考察は第Ⅱ部第2章にゆずるが、外国人であることを理由とした暴力、脅迫、差別的な暴言に対する不安は前回調査と比べて大幅に増加しており、またインターネットの書き込みに対する不安を挙げた人も12.4%いた。

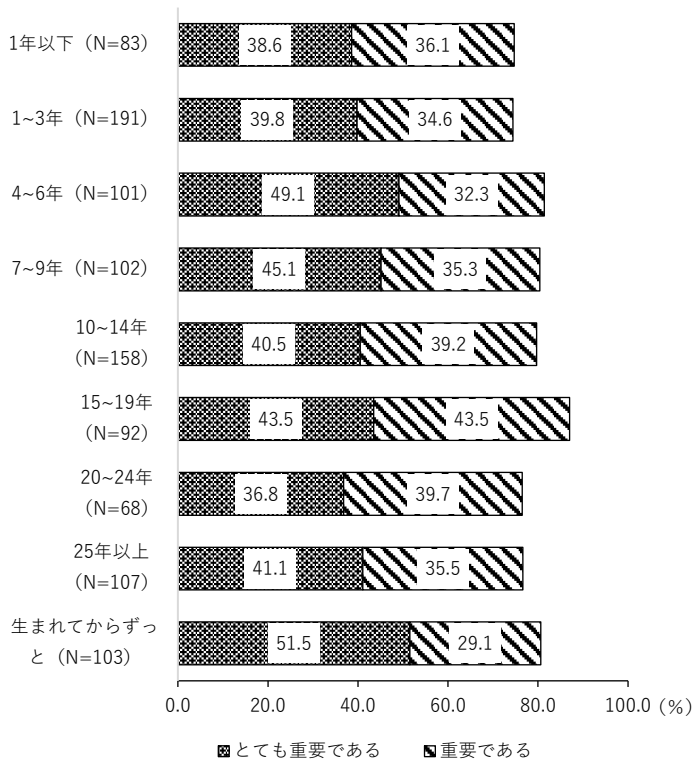
折しも川崎市では、2019年12月に不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進するための「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が市議会において可決され、成立したところである。今回の調査ではこの条例について直接聞いているわけではないが、「人権や差別に関する条例をつくること」の重要性についてたずねている。「とても重要である」と回答

したのは42.7%、「重要である」と回答したのは35.7%で、その合計は78.4%と約8割にのぼった。一方で、「重要ではない」という消極的な評価は6.4%にとどまった。「わからない」は9.4%と約1割を占めるものの、条例の内容を具体的に示しているわけではないため、その効果をはかりかねるためだと思われる。

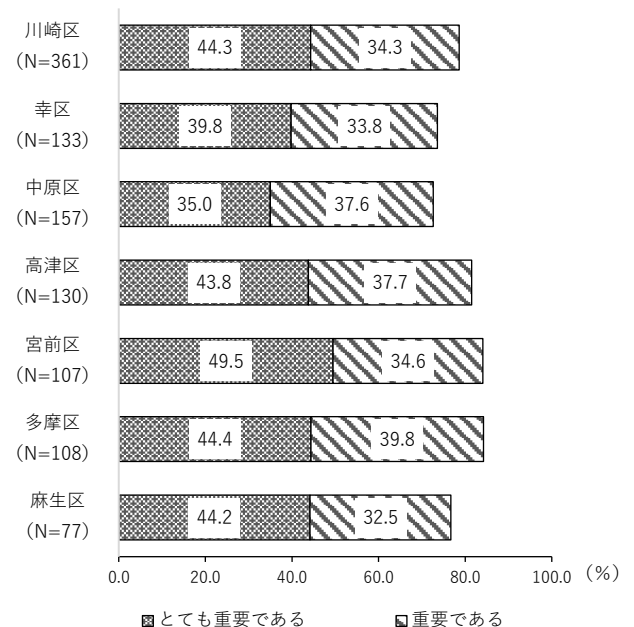
図表 125 人権や差別に関する条例の制定 (N=1,085)



図表 126 滞在年数と条例制定との関係

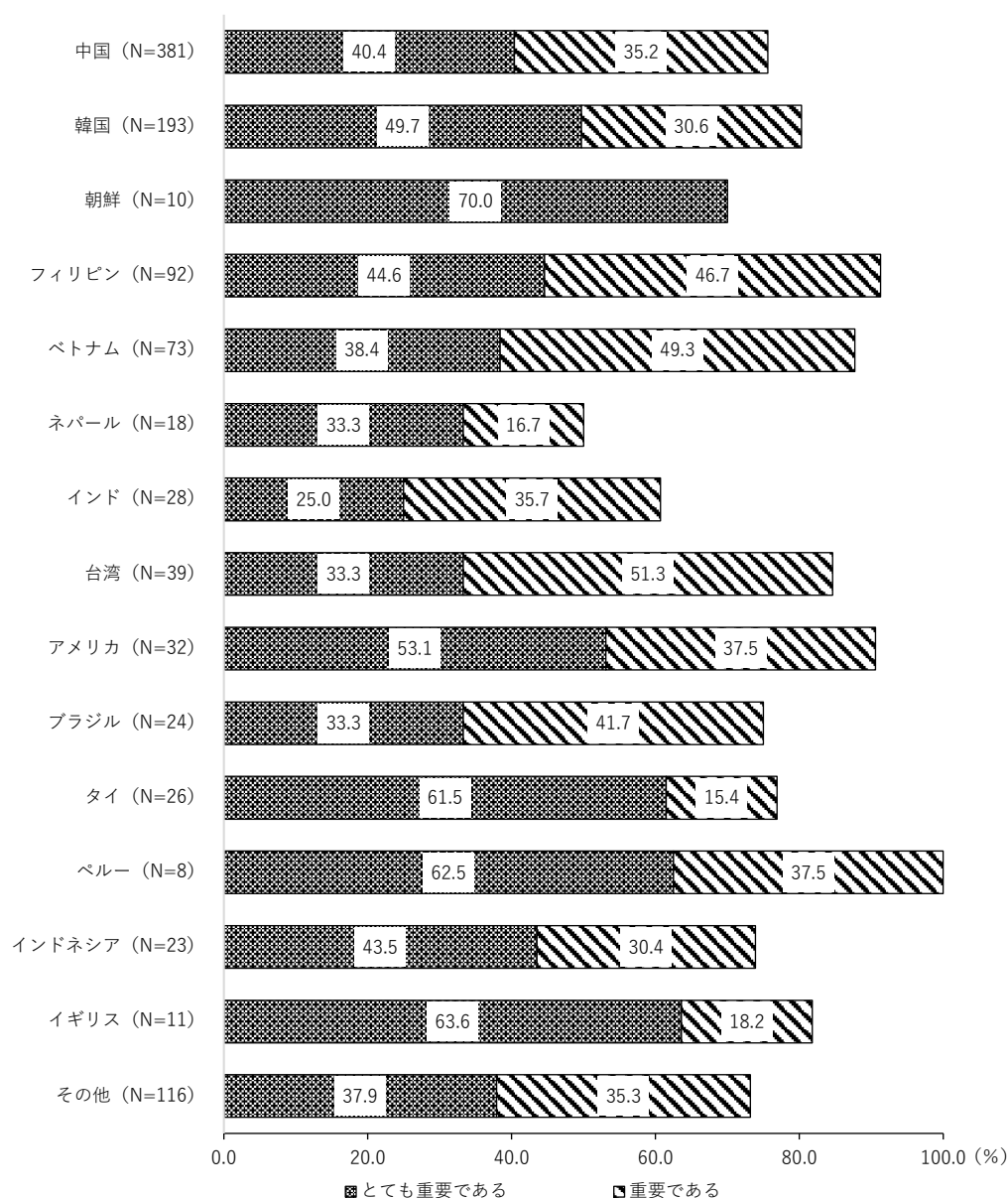


図表 127 居住区と条例制定の関係



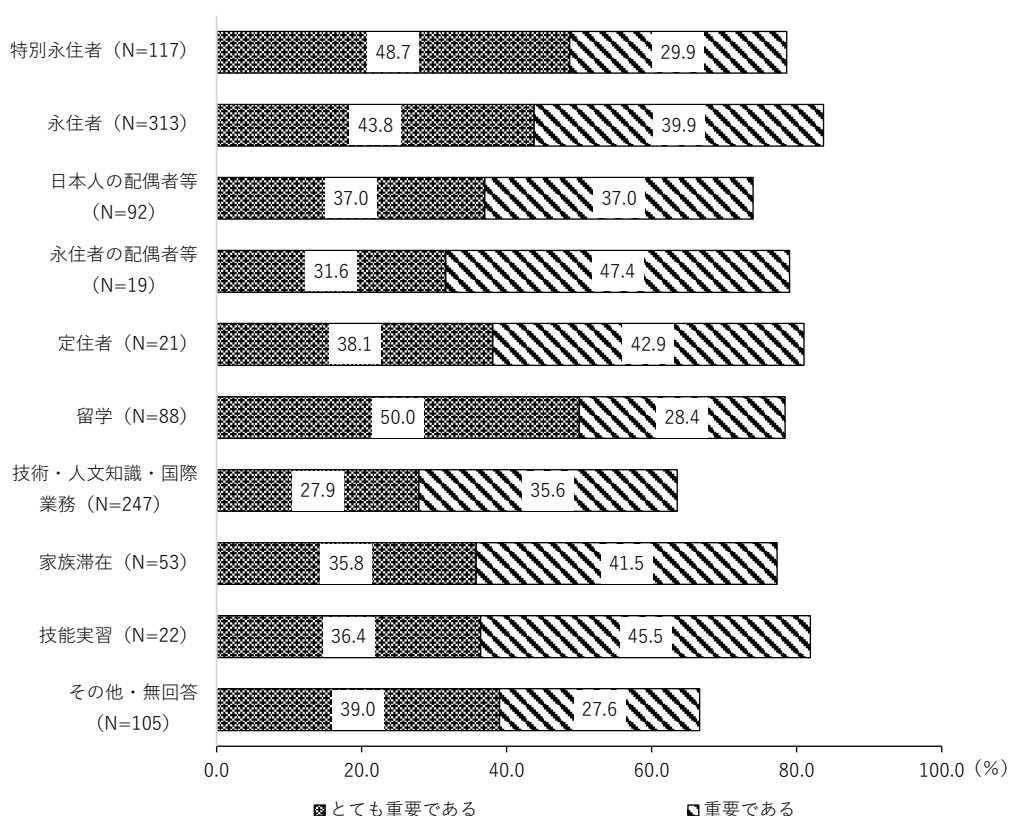
滞在年数との関係で見ると、滞在3年以下と20年以上では75%程度にとどまるが、4年から19年では約80%、日本生まれでは80.6%となっている。居住区との関係では、多摩区で最も高く84.2%、次いで宮前区で84.1%、高津区で81.5%という結果であった。一方、最も低いのは中原区で72.6%であった。

図表 128 主な国籍・地域と条例制定の関係



滞在年数や居住区別ではいずれも7割を超えており、それほど大きな差はみられなかったが、国籍・地域別では違いがみられた。ネパールとインドではそれぞれ50.0%と60.7%と低かったが、一方でフィリピンとアメリカでは91.3%と90.6%と高く、9割を超えた。また、ペルーに至っては100.0%という結果になった。ただし、フィリピンを除けばサンプルが小さいことには留意が必要である。

図表 129 在留資格と条例制定の関係



在留資格別では、永住者が 83.7%と最も高く、次いで技能実習が 81.9%、定住者が 81.0%という結果になった。一方で、技術・人文知識・国際業務では 63.5%にとどまった。先に、居住区別では中原区で最も低い結果であることを見たが、それは中原区に技術・人文知識・国際業務が多いことが関係していると思われる。

5 おわりに

本章では、外国人市民の地域社会とのかかわりについて分析、考察してきた。川崎市では、外国人市民をともに地域社会を構成し、形成するかけがえのない一員だとしているが、いずれの地域活動にも参加していない外国人市民は約 7 割にのぼり、町内会・自治会活動への参加も約 1 割にとどまるなど、地域社会をともに形成すべく主体的に参加することができているのか、という点ではまだまだ不十分な結果となった。ただし、いずれの地域活動に参加していない人でも、参加したいという気持ちがある人は 67.9%いる。

参加していない／できていない理由は様々あるのだろうが、たとえば町内会・自治会活動への参加では、日本語の会話能力は参加を阻む決定的な要因とはなっていないことがわかった。また、町内会・自治会活動への参加では、留学や技能実習といった滞在年数の浅い在留資格で参加率が低い傾向がみられたが、一方で地域活動への関心や参加意欲が高いのはむしろ 3 年未満の滞在年数の浅い人たちであった。たしかに、地域活動への参加率は滞在が長くなるほど高くなる傾向があるものの、それでも総じて低いことを考えれば、関心や意欲の高い 3 年未満、特に来日して間もない人たちにどれだけアプローチできるか、ということが参

加率を高めるための鍵を握っているように思われる。もちろん、地域活動への参加は強制されるものではないが、地域社会とのかかわりやつながりは外国人市民にとってもいざというときに助けになるだろう。

また、人権や差別に関する条例をつくることでは、約８割の外国人市民が「とても重要である」または「重要である」と回答しており、関心の高さからもその必要性がうかがえる。そのような中で、不当な差別の解消と人権尊重のまちづくりの推進をうたった「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が制定されたことは、そうした多くの外国人市民の声にも応えるものであったといえるだろう。

（高橋 誠一）

第 6 章 雇用と経済状況

1 外国人住民をめぐる雇用と経済状況

私たちが暮らす現代社会では、仕事は、生活に必要な所得を得る上で欠くことのできないものである。1990 年代以降の雇用構造の変化の中で、日本社会では非正規雇用の増加を経験し、正規雇用と非正規雇用の格差が、様々な局面で注目されてきた。こうした非正規雇用の増加局面において、日本社会では多くの地域で、海外からの移住者や労働者の受け入れを経験してきた。その結果、外国人住民が多く居住する地域で行われた質問紙調査では、かれらの多くが非正規雇用の労働市場に組み込まれてきたことが明らかにされてきた。川崎市ではこれまでに、1993 年と 2014 年に外国人住民を対象とする調査が行われてきた。それらの結果では、外国人住民の正社員の比率は、1993 年と比べて 2014 年には増加していたが、日本人男性の数値と比べると、川崎市の外国人の方が非正規雇用の割合が高いことも明らかにされている。他方で、川崎市は東京に隣接する地域でもあり、川崎市の外国人住民の雇用・職業構造は、東京における雇用・職業構造の変化とも大きく連動しているだろう。とりわけ、製造業の衰退にともなう工場労働者の減少と脱工業化にともなうサービス経済化の進展は、1990 年代における川崎市の住む外国人住民の職業構造にも大きな変化をもたらしている。サービス経済の一般的な特徴として、金融・IT・コンサルティングといった企業向けのサービス提供を担う高技能の職種とケア労働を始めとする個人向けのサービス提供を中心とする低技能の職種に、職業構造が大きく二極化していることが挙げられる。海外出身の移民労働者にも、このような職業構造の二極化は大きく影響していると考えられる。本章では、このような動向を踏まえつつ、川崎市に居住する外国人住民の雇用と経済状況について考察したい。

2 ジェンダーの不平等と外国人住民

日本社会の雇用構造の大きな特徴のひとつに、ジェンダーの不平等が挙げられる。正規雇用と非正規雇用との格差・不平等は、男性稼ぎ主モデルによって大きく正当化されてきた。パート・アルバイトを典型とする非正規雇用は、女性にとって家事・育児に支障のない柔軟な働き方として正当化されてきた。その結果、日本社会には非正規雇用の比率に男女間で著しい格差が存在する。そのような状況は、川崎市に居住する外国人住民にどのような影響を及ぼしているだろうか。以下では、従業上の地位について国籍・地域別、男女別の結果について見ていく。

男性の結果について見ていく。5 年前の調査結果と比較すると、いくつかの国籍・地域グループでは、正社員の比率が以前よりも減少している。中国では、男性の正社員比率が 6 割を超えていたのが、5 割へと低下している。その他アジアも、67.5%から 51.2%へと減少している。自営については、韓国・朝鮮が最も高く、2 割近くが自営を選択する。他方で欧米については、42.9%から 47.5%へとわずかに増加している。男性の場合、非正規雇用については、パート・アルバイトよりも有期雇用の回答が多くを占める。前回調査よりも、いずれの国籍・地域グループでも有期雇用契約が増加傾向を示している。中南米では 3 割、欧米、ベトナム、フィリピンでは回答者の 2 割が、有期雇用契約のかたちで働いていると答える。男性については、パート・アルバイトの回答は中南米を除き 1 割以下である。

図表 130 国籍・地域と従業上の地位（男性）（上段：実数、下段：％）

	自営	正社員	有期雇用	パート・ アルバイト	技能実習	失業	非労働力	合計
中国	14	67	18	8	2	3	22	134
	10.4	50.0	13.4	6.0	1.5	2.2	16.4	100.0
韓国・朝鮮	16	39	7	6	0	6	10	84
	19.0	46.4	8.3	7.1	0.0	7.1	11.9	100.0
フィリピン	1	13	5	1	1	1	0	22
	4.5	59.1	22.7	4.5	4.5	4.5	0.0	100.0
ベトナム	1	13	9	0	11	0	4	38
	2.6	34.2	23.7	0.0	28.9	0.0	10.5	100.0
その他 アジア	3	42	9	7	4	1	16	82
	3.7	51.2	11.0	8.5	4.9	1.2	19.5	100.0
欧米	5	29	14	2	0	2	9	61
	8.2	47.5	23.0	3.3	0.0	3.3	14.8	100.0
中南米	1	8	7	3	0	1	3	23
	4.3	34.8	30.4	13.0	0.0	4.3	13.0	100.0
合計	41	211	69	27	18	14	64	444
	9.2	47.5	15.5	6.1	4.1	3.2	14.4	100.0

図表 131 国籍・地域と従業上の地位（女性）（上段：実数、下段：％）

	自営	正社員	有期雇用	パート・ アルバイト	技能実習	失業	非労働力	合計
中国	11	92	18	28	0	13	69	231
	4.8	39.8	7.8	12.1	0.0	5.6	29.9	100.0
韓国・朝鮮	8	26	5	21	0	9	32	101
	7.9	25.7	5.0	20.8	0.0	8.9	31.7	100.0
フィリピン	2	22	8	21	0	6	5	64
	3.1	34.4	12.5	32.8	0.0	9.4	7.8	100.0
ベトナム	2	9	5	6	4	1	7	34
	5.9	26.5	14.7	17.6	11.8	2.9	20.6	100.0
その他 アジア	4	15	11	14	0	7	31	82
	4.9%	18.3	13.4	17.1	0.0	8.5	37.8	100.0
欧米	2	10	8	4	0	0	6	30
	6.7	33.3	26.7	13.3	0.0	0.0	20.0	100.0
中南米	0	5	2	5	0	0	2	14
	0.0	35.7	14.3	35.7	0.0	0.0	14.3	100.0
合計	29	179	57	99	4	36	152	556
	5.2	32.2	10.3	17.8	0.7	6.5	27.3	100.0

女性の回答結果について見てみる。男性の場合、2014年の前回調査と比較して、正社員の比率が低下したが、女性についてはおおむね増加傾向にある。たとえば、中国については、2014年には正社員が30.5%であったのが、2019年には39.8%に増加している。フィリピンは、9.8%から34.4%と大きく増加している。とはいえ、男性と比べると正社員の比率は低い。他方で女性の場合、男性よりもパート・アルバイトの比率が高い。フィリピンや中南米は3割台と相対的に高く、他の国籍・地域グループでもおおむね1割台がパート・アルバイトを選択している。有期雇用については、欧米が最も高く26.7%が選択する。

次に、職種と従業上の地位との関係を男女別に見てみる。これについては、前回調査とほぼ同様の傾向が認められる。正社員比率が高い職種は、専門・技術と事務である。男性の場合、事務で9割、専門・技術では7割以上が正社員と回答する。管理職については、自営と正社員がそれぞれ半分ずつであり、管理職で非正規雇用に従事するという回答はみられない。非正規雇用については、パート・アルバイトの回答が多いのは、販売・サービスと肉体労働であり、それぞれ2割ずつがパート・アルバイトと回答する。有期雇用で最も多い回答が語学教師・通訳であり、6割近くが自らの従業上の地位として選んでいる。専門・技術でも2割が有期雇用を選択している。技能実習については、肉体労働がその回答のほとんどを占めている。

図表 132 職種と従業上の地位（男性）（上段：実数、下段：％）

	自営	正社員	有期雇用	パート・ アルバイト	技能実習	合計
管理	17	17	0	0	0	34
	50.0	50.0	0.0%	0.0	0.0	100.0
専門・技術	5	126	34	0	1	166
	3.0%	75.9	20.5	0.0	0.6	100.0
語学教師・通訳	1	8	13	0	0	22
	4.5	36.4	59.1	0.0	0.0	100.0
事務	1	22	0	1	0	24
	4.2	91.7	0.0	4.2	0.0	100.0
肉体労働	5	13	7	11	14	50
	10.0	26.0	14.0	22.0	28.0	100.0
販売・サービス	4	20	6	11	1	42
	9.5	47.6	14.3	26.2	2.4	100.0
合計	33	206	60	23	16	338
	9.8	60.9	17.8	6.8	4.7	100.0

女性の結果を見てみよう。一部では、男性と同様の結果を読み取ることができる半面、一部では異なる結果もみられる。管理、専門・技術、事務では、正社員比率が高く、語学教師・通訳、肉体労働、販売サービスでは、正社員比率は低くなっている。これらは、男性と同様の傾向である。他方で女性の場合、男性と比べてパート・アルバイトの比率が高い。肉体労働、販売サービスでは、パート・アルバイトの比率が5割から6割にも達している。また男

性では、語学教師・通訳のパートはいなかったが、女性の場合、パート・アルバイトと有期雇用がほぼ同数となっている。このように、男女とも職業と雇用形態が密接に結びついていることがわかる。

図表 133 職種と従業上の地位（女性）（上段：実数、下段：％）

	自営	正社員	有期雇用	パート・ アルバイト	技能実習	合計
管理	9	16	2	1	0	28
	32.1	57.1	7.1	3.6	0.0	100.0
専門・技術	5	75	11	6	0	97
	5.2	77.3	11.3	6.2	0.0	100.0
語学教師・通訳	0	7	9	8	0	24
	0.0	29.2	37.5	33.3	0.0	100.0
事務	3	42	12	0	0	57
	5.3	73.7	21.1	0.0	0.0	100.0
肉体労働	0	7	2	21	1	31
	0.0	22.6	6.5	67.7	3.2	100.0
販売・サービス	7	21	10	42	1	81
	8.6	25.9	12.3	51.9	1.2	100.0
合計	24	168	46	78	2	318
	7.5	52.8	14.5	24.5	0.6	100.0

3 学歴と職業との関係

本節では、学歴と職業との関係について見ていこう。現代産業社会では、個人がどのような仕事に従事するかは、その個人が持つ技能の水準と大きな関わりがある。学歴は、職務と関連する技能形成に重要な役割を果たすことから、学歴と職業とのあいだには、一定の結びつきがあると考えられる。海外出身の移住者や外国人の場合、日本での就学経験があるとは限らない。大人になってから日本への越境移動を経験した人の場合、出身国で教育受け、日本で働いている人が多い。海外で獲得した学歴が、どの程度、移住先の社会でも通用するのだろうか。以下では、学歴と職業・所得との関係について教育を受けた場所を考慮した上で集計し、その結果を考察する。集計に際しては、短大・専門学校以下の学歴の人数が少ないため、教育を受けた場所については、日本と日本以外の両者を合併した。

男性の結果を概観すると、学歴によって従事する職業に大きな違いがあることがわかった。大卒以上では、いずれも専門技術職の比率が高い。日本で大学院を卒業した人の場合、回答者の8割近くが専門・技術職の仕事に従事している。日本以外で大学院を卒業した人では、6割近く、日本以外で大学の学部を卒業した人は、6割以上が専門・技術の仕事に従事している。管理職の比率が相対的に高いのは、日本で大学の学部教育を終えた人たちである。肉体労働、販売・サービスの仕事に従事する人たちは、大卒以上の学歴を持つ場合、非常に少ない。他方で、短期大学・専門学校の卒業生については、肉体労働の比率が4割以上に増加す

る。高卒と中卒についても、同様の傾向がみられる。販売・サービスの仕事に従事する人は、低学歴の人に多く、高卒や中卒ではそれぞれ、回答者の 38.9%、68.8%がこれらの仕事に従事している。

図表 134 学歴と職業（男性）（上段：実数、下段：％）

	管理	専門・技術	語学教師・通訳	事務	肉体労働	販売・サービス	合計
大学院（日本で）	6	39	1	4	0	0	50
	12.0	78.0	2.0	8.0	0.0	0.0	100.0
大学院（日本以外で）	5	24	7	3	2	1	42
	11.9	57.1	16.7	7.1	4.8	2.4	100.0
大学（日本で）	8	16	2	5	3	4	38
	21.1	42.1	5.3	13.2	7.9	10.5	100.0
大学（日本以外で）	10	77	12	6	10	6	121
	8.3	63.6	9.9	5.0	8.3	5.0	100.0
短大・専門学校	2	9	1	3	15	6	36
	5.6	25.0	2.8	8.3	41.7	16.7	100.0
高校	3	1	0	3	15	14	36
	8.3	2.8	0.0	8.3	41.7	38.9	100.0
中学校またはそれ以下	0	0	0	0	5	11	16
	0.0	0.0	0.0%	0.0	31.3	68.8	100.0
合計	34	166	23	24	50	42	339
	10.0	49.0	6.8	7.1	14.7	12.4	100.0

女性の結果を見てみる。女性の場合、男性と異なり、どの学歴グループでも、販売・サービスの仕事に従事する人たちが、一定程度みられる。日本の学部卒でも、23.8%が、日本以外の学部卒では 16.0%が、販売・サービスの仕事に従事する。短大以下の学歴では、販売・サービス職従事者はさらに増加し、短大・専門卒で 44.4%、高卒で 54.3%、中卒とそれ以下で 60.0%となっている。肉体労働従事者は、高卒以下の学歴で多く、高卒で 28.3%、中卒で 20.0%となっている。大卒以上の学歴を持つ場合、専門・技術職従事者は、他の学歴の人よりも多いが、同程度の学歴の男性と比較すると少ない。日本の大学院修了者で 55.8%、日本以外の大学院修了者で 46.7%と、大学院卒では相対的に多いが、学部卒になると、日本の学部卒では 19.0%、日本以外の学部卒で 30.2%となっている。女性の場合、日本の学部卒は事務職に従事する割合が高く、35.7%である。男性の場合、事務職従事者は大卒以上の学歴を持っていても少ないが、女性の場合、大卒以上では他のグループでも一定数存在する。

図表 135 学歴と職業（女性）（上段：実数、下段：％）

	管理	専門・技術	語学教師・ 通訳	事務	肉体労働	販売・ サービス	合計
大学院（日本で）	7	29	2	11	0	3	52
	13.5	55.8	3.8	21.2	0.0	5.8	100.0
大学院（日本以外で）	3	14	4	2	4	3	30
	10.0	46.7	13.3	6.7	13.3	10.0	100.0
大学（日本で）	4	8	5	15	0	10	42
	9.5	19.0	11.9	35.7	0.0	23.8	100.0
大学（日本以外で）	10	32	16	23	8	17	106
	9.4	30.2	15.1	21.7	7.5	16.0	100.0
短大・専門学校	2	8	0	6	4	16	36
	5.6	22.2	0.0	16.7	11.1	44.4	100.0
高校	2	3	0	3	13	25	46
	4.3	6.5	0.0	6.5	28.3	54.3	100.0
中学校または それ以下	1	2	0	0	3	9	15
	6.7	13.3	0.0	0.0	20.0	60.0	100.0
合計	29	96	27	60	32	83	327
	8.9	29.4	8.3	18.3	9.8	25.4	100.0

4 経済状況と貧困

本節では、外国人住民の貧困と経済状況について考察する。単純集計でも、世帯収入に関する調査結果について紹介している。とはいえ、家族全体の収入の持つ意味やそれにとまなう経済的な利益は、世帯の人数によって異なる。1 人の単独世帯で、800 万円の世帯収入を得ている場合、その個人が享受できる経済的な利益は、4 人からなる世帯で 800 万円の収入を得ている時よりも明らかに大きいだろう。そのため、世帯内の個人に対して配分される経済的利益を考察するために、世帯収入を世帯人数で調整する必要がある。世帯収入を世帯人数の平方根で除すことで、ひとり当たりの所得である等価所得を求めることができる。ただこの等価所得は、税引き前の数値である。また、現金のかたちで社会保障給付を受けている人もいだろう。そのため実際には、税引き前の等価所得から、税金の支払いと社会保障による現金給付を考慮して、再分配後の等価所得を計算する。これを等価可処分所得と呼ぶ。OECD などの国際機関や各国政府は、この等価可処分所得を用いて、相対的貧困率の推計を行う。具体的には、等価可処分所得の分布から、中央値の半分（中央値の 6 割を用いることもある）の所得を相対的な貧困基準と設定し、それを下回る状況を相対的貧困と定義する。

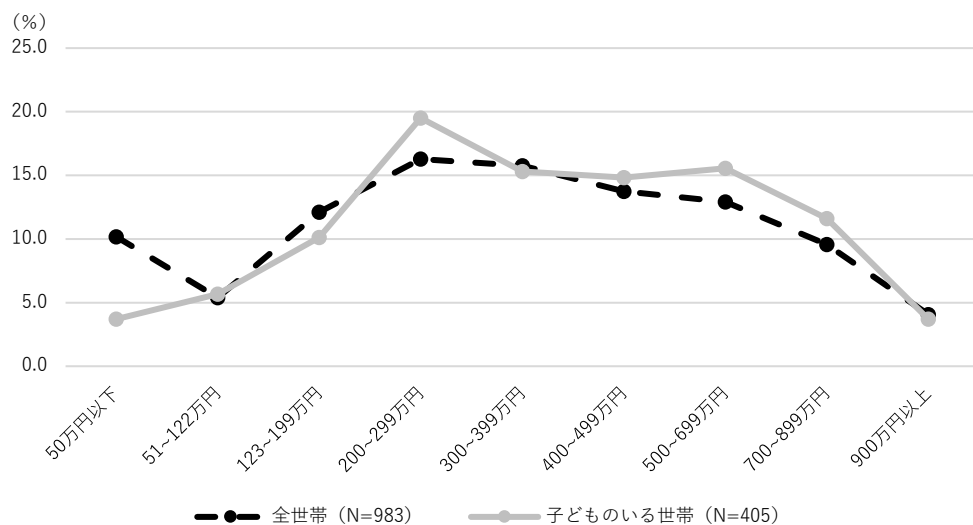
今回の川崎市に居住する外国人住民を対象とした調査では、世帯所得と世帯人数を質問しており、再分配前の等価所得をこれらの情報から計算することができる。相対的貧困の基準額については、日本全国の調査結果から導かれたものを用いる。厚生労働省が、相対的貧困率の推計に用いるデータは、社会保障人口問題研究所が実施する国民生活基礎調査である。現在公開されている推計結果に、2015 年の結果がある。そこでは、等価可処分所得の中央値

が、245 万円、相対的貧困線が、122 万円とされている。

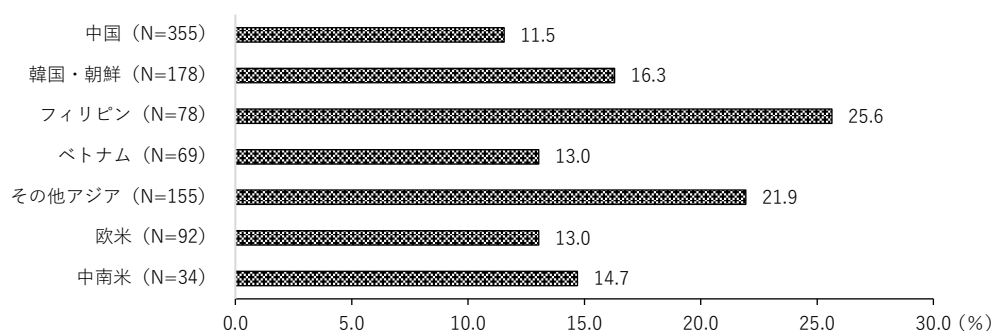
まず、今回の調査結果を用いて等価所得を計算し、その分布を図示した。貧困線を 122 万円に設定すると、貧困率は 15.6%と推計された。2014 年の前回調査では、貧困率が 18.6%であったため、前回調査と比べて 3%ほど貧困率が低下している。2015 年の国民生活基礎調査の結果では、日本全国の相対的貧困率は 15.6%であった。両調査の実施時期、実施範囲が異なるため、両者の比較には慎重でなければならないが、現在の川崎市全体の外国人住民の貧困率は、日本全国の動向と大きな相違はない。

等価所得の分布を細かく見てみると、等価所得が 50 万円を下回る世帯が、回答者のちょうど 1 割である。貧困線をわずかに上回る、等価所得が 123 万円から 199 万円までの世帯は、12.1%と多くを占める。次に、子どものいる世帯に限定して、等価所得の分布をみると、等価所得が 50 万円を下回る回答者が 3.7%、51 万円から 122 万円までの回答者が 5.7%であり、ここから相対的貧困率は、9.4%となる。国民基礎調査を用いた推計では、17 歳以下の子どもがいる世帯の貧困率は 13.9%である。両者の推計方法が異なるため、一概にはいえないが、本調査の子どものいる外国人世帯の貧困率の方が、日本全国の数値よりも小さくなっている。

図表 136 等価所得の分布

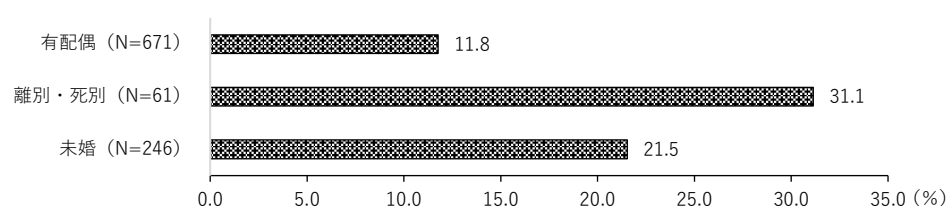


図表 137 国籍・地域別の貧困率 (N=978)



次に、外国人住民の貧困率が、国籍・地域によってどのように異なるか検討した。その結果、フィリピンで最も高く 25.6%、その他アジアが 21.9%となり、アジア諸国からの移民で貧困率が相対的に高いことがわかった。国籍・地域による貧困率の違いは、家族構成や婚姻状態の違いが反映している可能性がある。日本は、先進国の中で最も母子世帯の貧困率が高いといわれている。外国人住民がいる世帯でも、離死別やひとり親家族といった家族構成が、かれらの貧困の状況に影響している可能性がある。そこで、婚姻状態と貧困率との関係について見るために、以下でクロス集計を行った。

図表 138 婚姻状況と貧困率



図表 138 を見てみると、離死別者では、31.1%と貧困率が最も高い。次いで未婚者の 21.5%、有配偶者の 11.8%となっている。配偶者のいる世帯ほど貧困率が低いことが、分析結果からうかがえる。さらに、配偶者がいる回答者については、回答者の配偶者が日本人かいないかによって、貧困率がどのように異なるのか、確認した。その結果、配偶者が日本国籍を持つ場合、貧困率は 10.9%であり、配偶者が外国の国籍を持つ人の場合、貧困率は 12.0%であった。カイ二乗検定により統計的な有意差がないか確認したが、有意な相違は認められなかった。このように、配偶者が日本人であるか否かによっては、貧困率に大きな相違はないといえる。

5 まとめ

本章では、外国人住民の経済状況を職業と貧困に着目して論じてきた。調査結果の考察には、2014 年の前回調査の結果も適宜引用しながら、検討を行った。前回調査の結果では、外国人住民のおかれている経済状況は、日本社会における近年の産業構造の変化や格差・不平等の動向、そして、東京の大都市圏の中に位置づけられる川崎市の地域的特性に大きく左右されていると論じた。それから 5 年後に行われた今回の調査では、おおむね前回調査と同様の傾向が浮かび上がった。脱工業化によるサービス経済化の進展によって、製造業の非熟練労働者は減少する一方で、サービスセクターにおける高技能労働者と非熟練労働者への二極化が、大きく進展している。5 年後に実施された今回の調査でも、そのような傾向がさらに進展していると考えられることができる。

たとえば、大卒以上の学歴を持つ人の割合は、前回では回答者の 53.7%であったが、今回の調査ではさらに増加し回答者の 67.2%と、ほぼ 7 割を占めるまでになった。前回調査では、大学院卒という回答選択肢がなかったため、その部分の時系列での変化はわからないものの、今回の調査では、回答者の 23.5%とおおよそ 4 分の 1 が、大学院卒であった。明らかに、日本社会全体の学歴分布と比較すると、川崎市の外国人住民の方が高学歴である。多くの先進国では、近年、理系文系を問わず、知識や科学技術の高度化を反映して、大学院進学者が増加している。しかし日本では、企業内教育を重視する日本的雇用慣行の関係で、高度な職業教

育を意図した大学院進学者は伸び悩んでおり、日本は先進国の中で全体的に低学歴になりつつあるという指摘もある。川崎市のような首都圏に居住する外国人住民は、そうした状況を反映し、高学歴者の増加を経験している。

その一方で、かれらの雇用の安定性に注目すると、外国人住民の正規雇用率は前回調査よりも減少している。国籍・地域別に見たとき、前回と比べて回答者の正規雇用率が6割から5割へと減少し、有期雇用の比率が前回調査よりも増加しているグループが多くみられた。このように、川崎市に居住する外国人住民は、学歴という点で、大学院卒をはじめ高学歴者の一層の増加を経験しており、高学歴者と低学歴者とのあいだでの二極化という傾向は、今後もさらに進展することが予想できる。

貧困率自体は、全体的に低下しているものの、日本人と比較してより顕著な学歴格差が存在していることから、かれらの職業や経済状況を考慮に入れた施策が、今後も求められるだろう。とりわけ、高卒や中卒をはじめとする人たちについては、経済的にもより脆弱な状況にあると考えられることから、一層の対策が求められるだろう。

(竹ノ下 弘久)

第7章 外国人市民への多言語対応・情報提供

1. はじめに

本章では、外国人市民への多言語対応・情報提供について分析、考察する。具体的には、通訳、やさしい日本語、るびつき日本語、外国語への翻訳のそれぞれのニーズについて、日本語が自由に話せるかどうか、という日本語会話能力の違いと在留資格に着目して考察する。

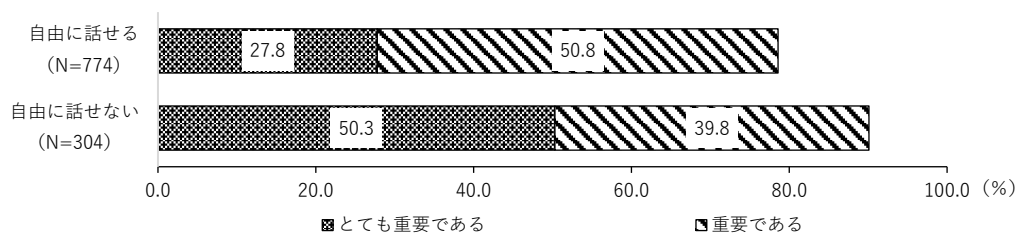
ただし、本章の目的は通訳、やさしい日本語、るびつき日本語、外国語への翻訳の間に優先順位や優劣をつけることではない。それらの取組に対しては総じて高いニーズがあり、いずれの取組も重要である。その一方で、それぞれの取組はそれぞれに異なる特長を持っている。それゆえ、それぞれの取組が、どのような人たちに有効なのか（あるいは、有効ではないのか）を探ることで、より効果的な活用について検討することが本章の目的である。

なお、以下ではそれぞれの質問における「とても重要である」と「重要である」の回答を、取組に対するニーズとしてとらえることとする。

2 通訳、やさしい日本語、るびつき日本語、外国語への翻訳のニーズと日本語会話能力

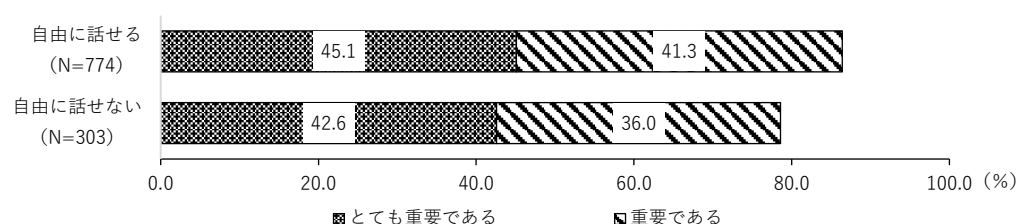
まずは、日本語会話能力の違いに着目して見てみよう。日本語を自由に話すことができれば、コミュニケーションをとることができ、わからないことがあってもそれを聞いて、理解することができる。今回の調査では、71.3%が日本語を自由に話すことができると回答しており、一見すると約7割の外国人市民は言葉の問題で不自由を感じていないように思われるかもしれない（p. 38 図表 30 参照）。しかし、日本語を自由に話せたとしても、通訳、やさしい日本語、るびつき日本語、外国語への翻訳のいずれにおいても、そのニーズは7割を超えていた。

図表 139 通訳のニーズと日本語会話能力



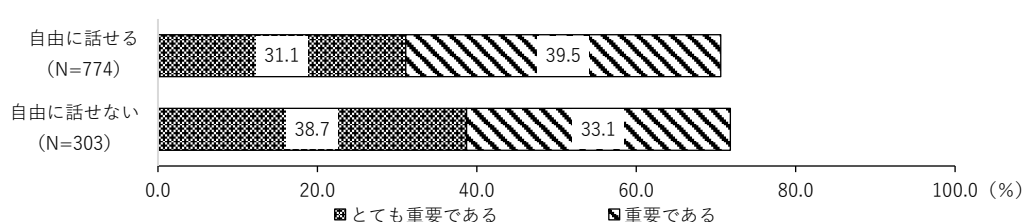
通訳に関しては、やはり日本語を自由に話すことができない人で90.1%とニーズが高かったものの、日本語を自由に話すことができる人でも78.6%と8割近くの人がニーズを感じている。役所や行政で使われる言葉には、日常生活では使わないような専門用語も多く、そのため日常生活でのコミュニケーションに不自由を感じていない場合でも通訳がいてくれた方が助かると感じることも多くあるのだろう。また、制度の説明を受けて、話していること自体は理解ができて、それが同時に制度を理解できているとはかぎらないということもある。特に、制度が複雑な場合には、説明についていくのがやっとなので、制度についてわからないことをその場で、しかも日本語で質問するのは難しかったりもする。

図表 140 やさしい日本語のニーズと日本語会話能力



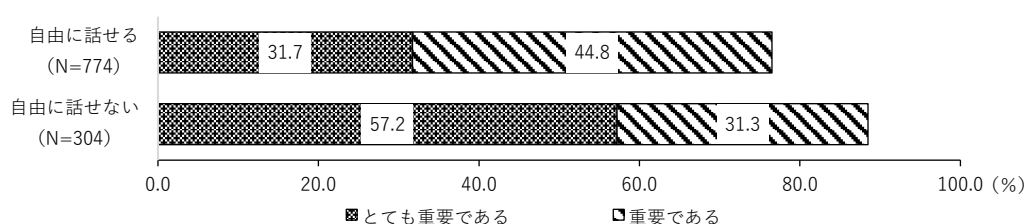
やさしい日本語に関しては、日本語を自由に話すことができる人で 86.4%、日本語を自由に話すことができない人で 78.6%という結果であった。日本語を自由に話すことができない人でも、8割近くの人がやさしい日本語を有効な手法のひとつだと考えていることがわかる。

図表 141 るびつき日本語のニーズと日本語会話能力



るびつきの日本語に関しては、日本語会話能力の違いによる差はみられず、日本語を自由に話すことができない人で 72.4%、日本語を自由に話すことができる人でも 70.6%という結果であった。るびの目的は、読めるようにすることであり、その意味ではるびを振ったからといって内容が理解できるようになるわけではない。そのことが、るびつき日本語が他の取組と比べて相対的にニーズが低くなっている理由だと思われる。とはいえ、一方でるびを振ることは、他の取組と比べて最も取り組みやすいものであり、相対的にはニーズが低いとはいえ、それでも7割を超えていることを考えれば決してその意義を過小評価するべきではないだろう。

図表 142 外国語への翻訳のニーズと日本語会話能力

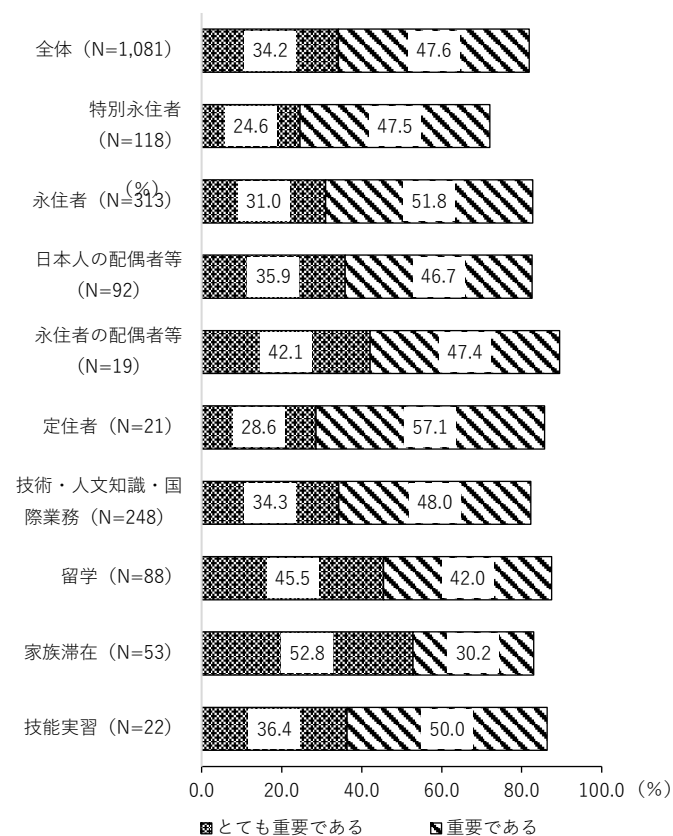


外国語への翻訳に関しては、日本語を自由に話すことができる人で 76.5%、日本語を自由に話すことができない人で 88.5%という結果であった。日本語を自由に話すことができない人にとって、外国語への翻訳は通訳と並んで高いニーズがある。

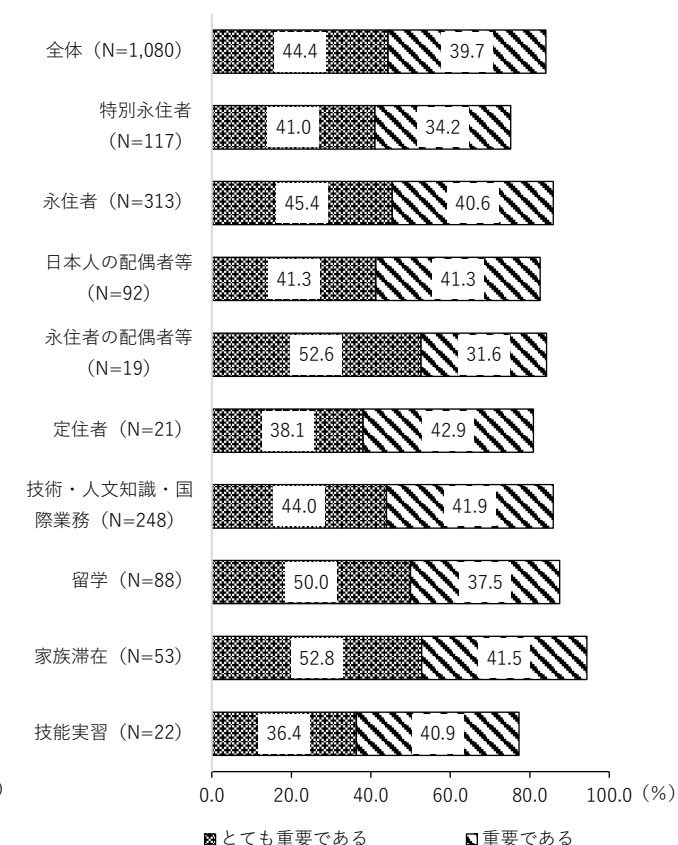
3. 通訳、やさしい日本語、るびつき日本語、外国語への翻訳のニーズと在留資格

次に、在留資格に着目して見てみよう。

図表 143 通訳のニーズと在留資格



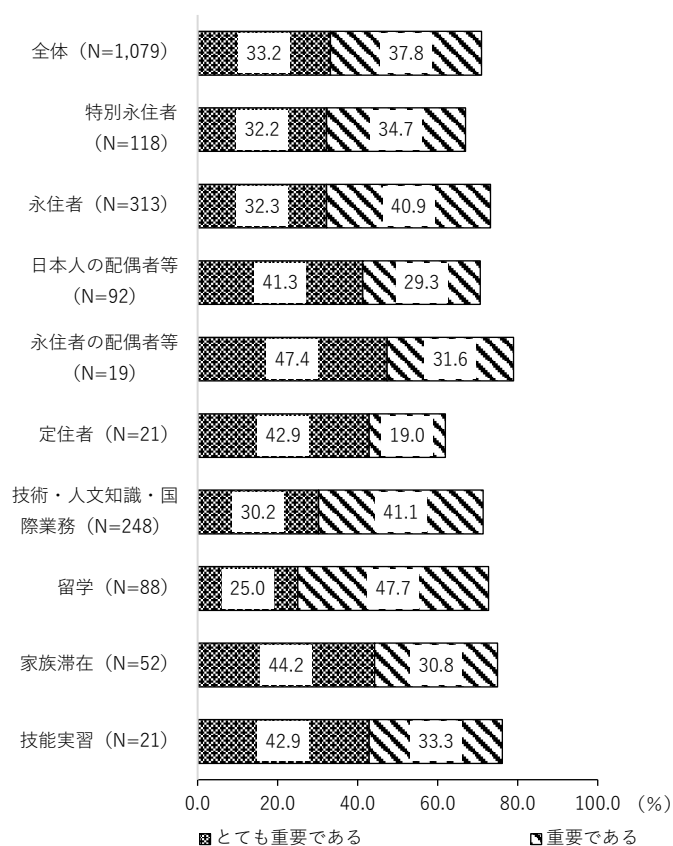
図表 144 やさしい日本語のニーズと在留資格



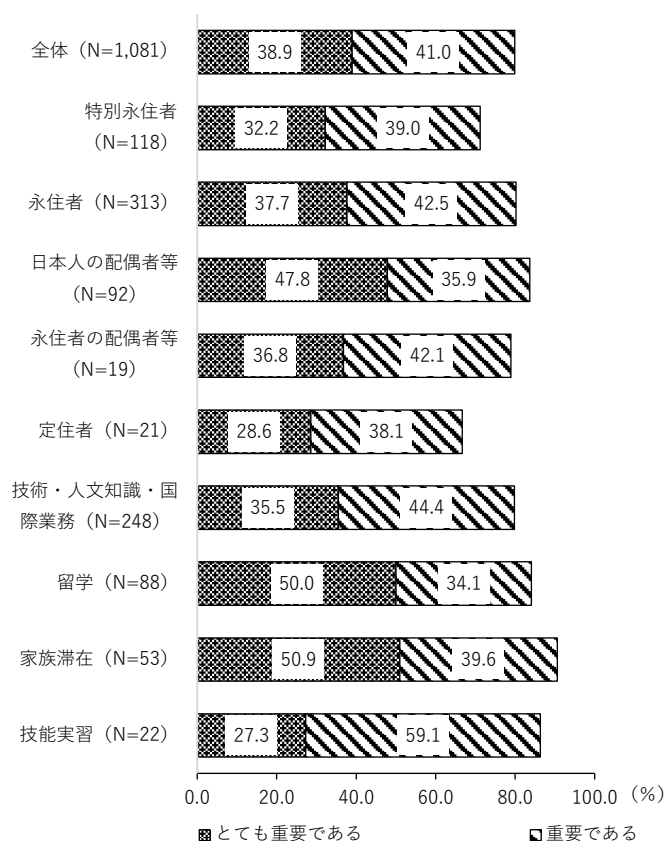
通訳に関しては、永住者の配偶者等で 89.5%と最も高く、次に留学の 87.5%、技能実習の 86.4%が続いた。留学や技能実習といった滞在年数の浅いと思われる在留資格でニーズが高いことは容易に理解できるが、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等といった定住傾向のある在留資格でも高いニーズがあることがわかる。このことは、先に考察した、日本語を自由に話せる人の高いニーズの理由と重なる部分が多いと思われる。

やさしい日本語に関しては、家族滞在で 94.3%と最も高かった。通訳のニーズではともに高かった留学と技能実習は、留学では 87.5%と家族滞在について 2 番目に高かったものの、技能実習では 77.3%とやや低く、差がみられる結果となった。

図表 145 るびつき日本語のニーズと在留資格



図表 146 外国語への翻訳のニーズと在留資格



るびつき日本語に関しては、永住者の配偶者等で 79.0%と最も高く、次に技能実習の 76.2%、家族滞在の 75.0%が続く結果となった。一方で、定住者では 61.9%と低めの結果となった。るびつき日本語に関しては、日本語会話能力の違いではほとんど差がみられなかったが、在留資格別では最も高い永住者の配偶者等と最も低い定住者で 17.1 ポイントの差がみられる結果となった。

外国語への翻訳に関しては、家族滞在で 90.5%と最も高く、次に技能実習の 86.4%、留学の 84.1%という結果になった。最も低いのは定住者で、66.7%であった。また、技能実習は家族滞在に次いで高かったものの、「とても重要である」と回答したのは 27.3%で必ずしも高くはなかった。

4 おわりに

本章では、通訳、やさしい日本語、るびつき日本語、外国語への翻訳のそれぞれについて、日本語会話能力の違いと在留資格に着目して分析、考察した。繰り返しになるが、本章の目的は通訳、やさしい日本語、るびつき日本語、外国語への翻訳の間に優先順位や優劣をつけることではない。いずれの取組も 7 割を超える高いニーズがあり、その意味ではどれも重要なものだといえる。特に、日本語を自由に話せる人や定住傾向のある在留資格の人たちであっても、いずれの取組に対しても高いニーズがみられたということは、本章の考察を通して得られた重要な知見のひとつである。

また、在留資格別では、通訳とるびつき日本語で永住者の配偶者等が、やさしい日本語と外国語への翻訳で家族滞在がそれぞれ最もニーズが高かった。永住者の配偶者等と家族滞在は、どちらもいわゆる家族呼び寄せで日本に滞在している人たちであり、結婚や配偶者の仕事の関係で、予期せず日本に来ることになったという人も多くいる。そのため、来日してから日本語を学ぶなど、日本語の習得が十分でなかったり、自分の日本語能力に自信がなく不安を抱えていたりする人も多いことが、これらの在留資格の人たちでニーズの高かった理由として考えられる。

(高橋 誠一)

第8章 川崎市に暮らす外国人市民——変化と特徴

1 はじめに

第Ⅰ部第1章では今回の調査における回答者のプロフィールについて、2014年に実施した前回調査との比較も交えつつ考察している。しかしながら、それらはあくまでも調査の回答者についてのもので、調査結果を適切に読み解くためには重要なものであるが、外国人市民の全体像をそのまま反映しているわけではない。

そこで、本章では統計資料をもとに川崎市に暮らす外国人市民のこの5年間での変化とその特徴について、特に国籍・地域と在留資格に着目して見ていくこととする。なお、データに関しては、2014年と2019年の川崎市についてはそれぞれ調査の標本抽出時点のものを用いる（各報告書における第Ⅲ部の統計資料を参照）。また、日本全体のデータに関しては、法務省の在留外国人統計（2019年6月末現在）を用いることとする。

2 川崎市全体の傾向と特徴

1980年代後半以降、川崎市に暮らす外国人市民の構成は大きく変化してきた。それは、単に人口が増加してきたということだけではなく、出身の国籍・地域や来日目的がますます多様化しているという意味でもある。では、この5年間で、川崎市に暮らす外国人市民はどのように変化したのだろうか。総数では、29,967人から43,817人へと約14,000人増加しており、人口増加率は146.2%となっている。国籍・地域別の推移を見ると、最も増加したのは中国の5,800人で、次いでベトナムの2,669人、フィリピンの845人と続く。ちなみに、中国の5,800人は増加人口の約4割にあたる。また、人口増加率で見てみると、最も高いのはベトナムの359.9%で、次に台湾の178.0%、中国の157.5%となっている。ベトナムは、構成比を見ても3.4%から8.4%へと約2.5倍になっている。ベトナムが際立って増加しているものの、ほかにも近年大きく増加している国籍・地域としてネパールがある。ネパールについては2014年の標本抽出時点の人口は不明だが、2014年3月末現在の人口である418人（前回の報告書p.197より）から算出した人口増加率は332.5%となり、ベトナムに次いでこの5年間で急増していることがわかる。その他の傾向としては、インドが2000年代に大きく増加し、2010年代入って減少傾向にあったが、近年はまた増加傾向にあるようだ。また、台湾もこの5年で人口が大きく増加しており、1,000人を超えた。

では、川崎市に暮らす外国人市民の国籍・地域別の特徴とは、どのようなものなのだろうか。日本全体の特徴と比べてみよう。とはいえ、当然、人口規模が大きく異なるため、ここでは2019年の川崎市と日本全体の構成比に着目して見ていく。日本全体と比較した場合に、川崎市でその構成比が大きいのは中国、韓国、インドで、それぞれ川崎市の方が8.5ポイント、1.7ポイント、1.5ポイント高い。逆に、川崎市で構成比が小さいのはブラジルとベトナムで、それぞれ川崎市の方が5.4ポイントと4.7ポイント低くなっている。それ以外の国籍・地域に関しては、おおむね日本全体の特徴に近いといえるだろう（なお、アジアの構成比は大きく、その他アジアは小さいが、これは主に中国の構成比が大きいことによるものだといえる）。その中で、注目すべきはやはりベトナムであろう。川崎市では、ベトナムはこの5

年で大きく人口が増加し、増加率は 350%を超えるものにもかかわらず、日本全体と比べるとその構成比はまだ小さい。

図表 147 外国人住民人口の推移（国籍・地域別）

	川崎市						日本全体	
	2014 年		2019 年		増減 (人)	増加率 (%)	(人)	(%)
	(人)	(%)	(人)	(%)				
合計	29,967	100.0	43,817	100.0	13,850	146.2	2,829,416	100.0
アジア	26,781	89.4	38,847	88.7	12,066	145.1	2,369,688	83.8
中国	10,088	33.7	15,888	36.3	5,800	157.5	786,241	27.8
韓国・朝鮮	7,904	26.4	8,240	18.8	336	104.3	480,518	17.0
韓国	—	—	7,743	17.7	—	—	451,543	16.0
朝鮮	—	—	497	1.1	—	—	28,975	1.0
フィリピン	3,670	12.2	4,515	10.3	845	123.0	277,409	9.8
ベトナム	1,027	3.4	3,696	8.4	2,669	359.9	371,755	13.1
ネパール	—	—	1,390	3.2	—	—	92,804	3.3
インド	789	2.6	1,209	2.8	420	153.2	37,933	1.3
台湾	649	2.2	1,155	2.6	506	178.0	61,960	2.2
タイ	532	1.8	686	1.6	154	128.9	53,713	1.9
その他アジア	1,590	5.3	2,068	4.7	478	130.1	207,355	7.3
ヨーロッパ	1,023	3.4	1,598	3.6	575	156.2	81,024	2.9
アフリカ	222	0.7	288	0.7	66	129.7	17,223	0.6
北米	880	2.9	1,319	3.0	439	149.9	74,965	2.6
米国	—	—	994	2.3	—	—	58,484	2.1
その他北米	—	—	325	0.7	—	—	15,481	0.5
南米	1,401	4.7	1,477	3.4	76	105.4	270,780	9.6
ブラジル	753	2.5	819	1.9	66	108.8	206,886	7.3
その他南米	648	2.2	658	1.5	10	101.5	63,894	2.3
オセアニア	157	0.5	247	0.6	90	157.3	15,096	0.5
無国籍	14	0.0	9	0.0	-5	64.3	640	0.6
空欄	21	0.1	32	0.1	11	152.4	—	—

次に、在留資格別の推移を見てみよう。最も増加したのは技術・人文知識・国際業務の 3,613 人で、続いて永住者の 3,130 人、留学の 2,387 人となっている。人口増加率では、技能実習が 522.3%で最も高く、そのあとに技術・人文知識・国際業務の 206.8%、その他の 198.3%、留学の 196.5%、家族滞在の 179.8%と続いている。特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者といった定住傾向のある在留資格の人たちの合計は 3,095 人の増加である。ただし、内訳を見ると定住者は微増だが、特別永住者と日本人の配偶者等は減少しており、永住者の配偶者等と永住者で増加率が高くなっている。永住者の配偶者等に

くわえ、家族滞在の増加率も高くなっていることから、日本人との国際結婚よりも、外国人同士の結婚や家族呼び寄せが増加傾向にあるといえるだろう。

では、日本全体と比較した場合、どのような特徴がみられるだろうか。日本全体と比較した場合に、川崎市でその構成比が大きいのは技術・人文知識・国際業務、家族滞在、永住者で、それぞれ川崎市の方が 6.9 ポイント、2.3 ポイント、2.0 ポイント高い。逆に、川崎市で構成比が小さいのは技能実習と定住者で、それぞれ川崎市の方が 9.5 ポイントと 2.3 ポイント低くなっている。川崎市の特徴としては、特に技術・人文知識・国際業務が多いことが挙げられるだろう。一方で、技能実習はこの 5 年で 5 倍を超えているが、日本全体の特徴と比べると顕著に少ない。ただし、技能実習に関しては、とりわけ産業構造と密接に関連しており、そのため地域的な偏差も大きいといえる。

図表 148 外国人住民人口の推移（在留資格別）

	川崎市						日本全体	
	2014 年		2019 年		増減 (人)	増加率 (%)	(人)	(%)
	(人)	(%)	(人)	(%)				
合計	29,967	100.0	43,817	100.0	13,850	146.2	2,829,416	100.0
特別永住者	5,304	17.7	4,866	11.1	-438	91.7	317,849	11.2
永住者	9,901	33.0	13,031	29.7	3,130	131.6	783,513	27.7
日本人の配偶者等	2,425	8.1	2,269	5.2	-156	93.6	143,246	5.1
永住者の配偶者等	412	1.4	687	1.6	275	166.7	39,537	1.4
定住者	1,778	5.9	2,062	4.7	284	116.0	197,599	7.0
技術・人文知識・ 国際業務	3,383	11.3	6,996	16.0	3,613	206.8	256,414	9.1
留学	2,473	8.3	4,860	11.1	2,387	196.5	336,847	11.9
家族滞在	2,208	7.4	3,970	9.1	1,762	179.8	191,017	6.8
技能実習	292	1.0	1,525	3.5	1,233	522.3	367,709	13.0
その他	1,791	6.0	3,551	8.1	1,760	198.3	195,685	6.9

3 区ごとの傾向と特徴

川崎市は南北に細く伸びる 7 つの行政区から構成されており、区ごとの特色・特徴も大きい。そこで、次は区ごとの傾向と特徴について見ていこう。まず、この 5 年間の推移を見ると、最も人口が増加したのは川崎区の 5,170 人で、次に中原区の 1,921 人、幸区の 1,752 人と続く。一方で、構成比には大きな変化はみられず、川崎市の特徴である川崎区と幸区の 2 区で外国人市民の約半数を占めるという状況は変わらない。人口増加率を見ると、多摩区が 149.5% で最も高く、次に麻生区の 149.0% となっており、北部で人口の伸びが大きい。一方、高津区では 139.5% とやや低いものの、各区でそれほど大きな差があるわけではないことから、この 5 年間で外国人市民の人口増加という意味では、各区は同じような変化を経験したといえよう。

図表 149 外国人住民人口の推移（区別）

	2014 年		2019 年		増減 (人)	増加率 (%)
	(人)	(%)	(人)	(%)		
市全体	29,967	100.0	43,817	100.0	13,850	146.2
川崎区	11,107	37.1	16,277	37.1	5,170	146.5
幸区	3,629	12.1	5,381	12.3	1,752	148.3
中原区	4,027	13.4	5,948	13.6	1,921	147.7
高津区	3,573	11.9	4,983	11.4	1,410	139.5
宮前区	2,523	8.4	3,600	8.2	1,077	142.7
多摩区	3,216	10.7	4,808	11.0	1,592	149.5
麻生区	1,892	6.3	2,820	6.4	928	149.0

図表 150 外国人住民人口（区×在留資格）（上段：実数、下段：％）

	市全体	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
特別永住者	4,866	2,405	526	592	487	352	312	192
	11.1	14.8	9.8	10.0	9.8	9.8	6.5	6.8
永住者	13,031	4,922	1,788	1,576	1,490	1,292	1,099	864
	29.7	30.2	33.2	26.5	29.9	35.9	22.9	30.6
日本人の配偶者等	2,269	677	224	320	309	284	263	192
	5.2	4.2	4.2	5.4	6.2	7.9	5.5	6.8
永住者の配偶者等	687	352	91	66	59	47	47	25
	1.6	2.2	1.7	1.1	1.2	1.3	1.0	0.9
定住者	2,062	1,079	311	151	181	147	146	47
	4.7	6.6	5.8	2.5	3.6	4.1	3.0	1.7
技術・人文知識・国際業務	6,996	2,094	837	1,310	927	486	882	460
	16.0	12.9	15.6	22.0	18.6	13.5	18.3	16.3
留学	4,860	1,361	433	726	468	268	1,104	500
	11.1	8.4	8.0	12.2	9.4	7.4	23.0	17.7
家族滞在	3,970	1,588	601	506	423	263	374	215
	9.1	9.8	11.2	8.5	8.5	7.3	7.8	7.6
技能実習	1,525	659	130	77	185	223	173	78
	3.5	4.0	2.4	1.3	3.7	6.2	3.6	2.8
その他	3,551	1,140	440	624	454	238	408	247
	8.1	7.0	8.2	10.5	9.1	6.6	8.5	8.8

人口増加という意味では大きな違いはみられなかったが、在留資格の構成比に着目すると区ごとの特徴が浮かび上がってくる。まず、特別永住者は川崎区で高く、多摩区と麻生区で低い。永住者は宮前区で高く、多摩区で低い。日本人の配偶者等は宮前区と麻生区、高津区で高く、川崎区と幸区で低い。永住者の配偶者等は川崎区でやや高く、麻生区でやや低い。

定住者は川崎区と幸区で高く、麻生区と中原区で低い。技術・人文知識・国際業務は中原区で特に高く、高津区と多摩区でもやや高いが川崎区ではやや低い。留学は多摩区で顕著に高く、麻生区や中原区でも高い。家族滞在は幸区でやや高い。技能実習は宮前区と川崎区で高く、中原区で低い。

4 おわりに

本章では、統計資料をもとに川崎市に暮らす外国人市民のこの5年間での変化とその特徴について見てきた。川崎市全体の傾向・特徴としては、国籍・地域で見ると中国が人口および構成比ともに最も大きい、近年ではベトナムとネパールが急増していた。また、在留資格では、技術・人文知識・国際業務が最も増加しており、構成比では小さいものの技能実習の増加率は500%を超えていた。

区ごとの傾向・特徴では、人口増加という意味では各区で大きな違いはみられなかったものの、在留資格の構成比では違いがみられた。とりわけ特徴的だったのは、技術・人文知識・国際業務が中原区で、留学が多摩区と麻生区で、それぞれ顕著に高かったことである。

一方、外国人市民のニーズを把握するという意味では、永住者の配偶者等や家族滞在といった在留資格の人たちは、第Ⅱ部第1、7章で考察しているように、日本語の習得が十分でなかったり、自分の日本語能力に自信がなく不安を抱えていたりする人も多く、通訳や外国語への翻訳のニーズも高かった。これらの在留資格の人たちは全体の構成の中では必ずしも多くないものの、各区に一定数おり、かつ近年増加傾向にあることは意識しておく必要があるだろう。

この5年間で、川崎市に暮らす外国人市民の構成には以上のような変化がみられた。とはいえ、調査を通じて浮かび上がった実態や課題は、前回の調査で明らかになったものと大きくは変わらない。前回は翌年度にインタビュー調査も実施しており、インタビュー調査の報告書には2年間の調査の振り返りと成果がまとめられている。そこで示されている「課題と求められる取り組み、視点」は、5年経った現在でもなお有効性を失っていない。いずれもすぐに改善や実現ができるものではないかもしれないが、市には、引き続き取り組みを進め、充実させていくことが望まれる。

(高橋 誠一)